

# 鴻巣市一般廃棄物処理基本計画

平成 29 年 3 月  
鴻 巣 市



# 目次

## I 総論

### 第1章 目的

1 計画の目的	1
2 計画の策定フロー	2
3 計画目標年度	3
4 関連する他の計画	3
5 関係法令等	7

### 第2章 対象地区概要

1 鴻巣市概況	10
---------	----

### 第3章 一般廃棄物処理事業の概況

1 沿革	17
2 財政	18

### 第4章 人口の動向と推計

1 人口の動向	19
2 人口の将来推計	20

## II ごみ処理

### 第1章 ごみ処理の現況

1 処理主体・体系	21
2 ごみ処理フロー	22
3 収集・運搬の現況	23
4 中間処理の現況	24
5 最終処分の現況	35
6 一般廃棄物処理の現況	36
7 資源化の現況	38
8 事業系ごみの現況	40
9 最終処分量の現況	40

### 第2章 ごみ処理における問題点及び課題の抽出

1 ごみの減量化・資源化の課題	41
2 収集・運搬の課題	42
3 中間処理及び最終処分の課題	42
4 その他の課題	42
5 埼玉県との一般廃棄物処理システム比較分析	42

第3章	ごみ処理の基本方針と目標	
1	基本理念及び基本方針	44
2	数値目標	45
3	将来のごみ処理体系	51
4	重点施策	52

第4章	ごみ処理の施策	
1	排出抑制・資源化計画	53
2	収集・運搬計画	54
3	中間処理・最終処分計画	55
4	その他の計画	56

### Ⅲ 生活排水処理

第1章	生活排水処理の現状と課題	
1	処理体系・主体	58

第2章	生活排水処理の基本方針と目標	
1	基本方針	63
2	生活排水処理形態別の推計人口	63
3	し尿及び浄化槽汚泥の計画収集量	65
4	数値目標（生活排水処理率）	67

第3章	生活排水処理の施策	
1	し尿及び汚泥の処理体系	68
2	目標達成のためのフロー	70
3	生活排水処理の施策	71

### Ⅳ 計画の推進

第1章	各主体の役割	
1	市民	73
2	事業者	73
3	行政	73

第2章	計画の進行管理	74
-----	---------	----

# I 総論

## 第1章 目的

### 1 計画の目的

本市では、平成 30 年度を計画目標年度とした鴻巣市一般廃棄物処理基本計画を平成 21 年 3 月に策定し、これまでの廃棄物の大量廃棄・大量処分から、リサイクル・再資源化の推進を目指しています。また、鴻巣行田北本環境資源組合（以下、「資源組合」という。）、本市、行田市及び北本市（以下「構成市」という。）において、平成 35 年度の施設稼働を目指してごみ処理広域化を進めています。資源組合では、一般廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢、国の法制度や県の関連計画等を踏まえ、一般廃棄物処理に係る中長期的な視点に立った基本方針を明確にし、構成市から発生する一般廃棄物の適正な処理を行うため、排出抑制・資源化計画、収集・運搬計画及び中間処理・最終処分に関する「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を定めています。

本市においても、現行の「一般廃棄物処理基本計画」の策定から 8 年が経過しており、一般廃棄物の減量化・資源化や処理等に関する将来の施策を検討し、新たに平成 29 年度を初年度とした一般廃棄物処理基本計画を策定します。

## 2 計画の策定フロー

本計画は、図 I-1-1 に示す基本計画策定フローにそって策定します。

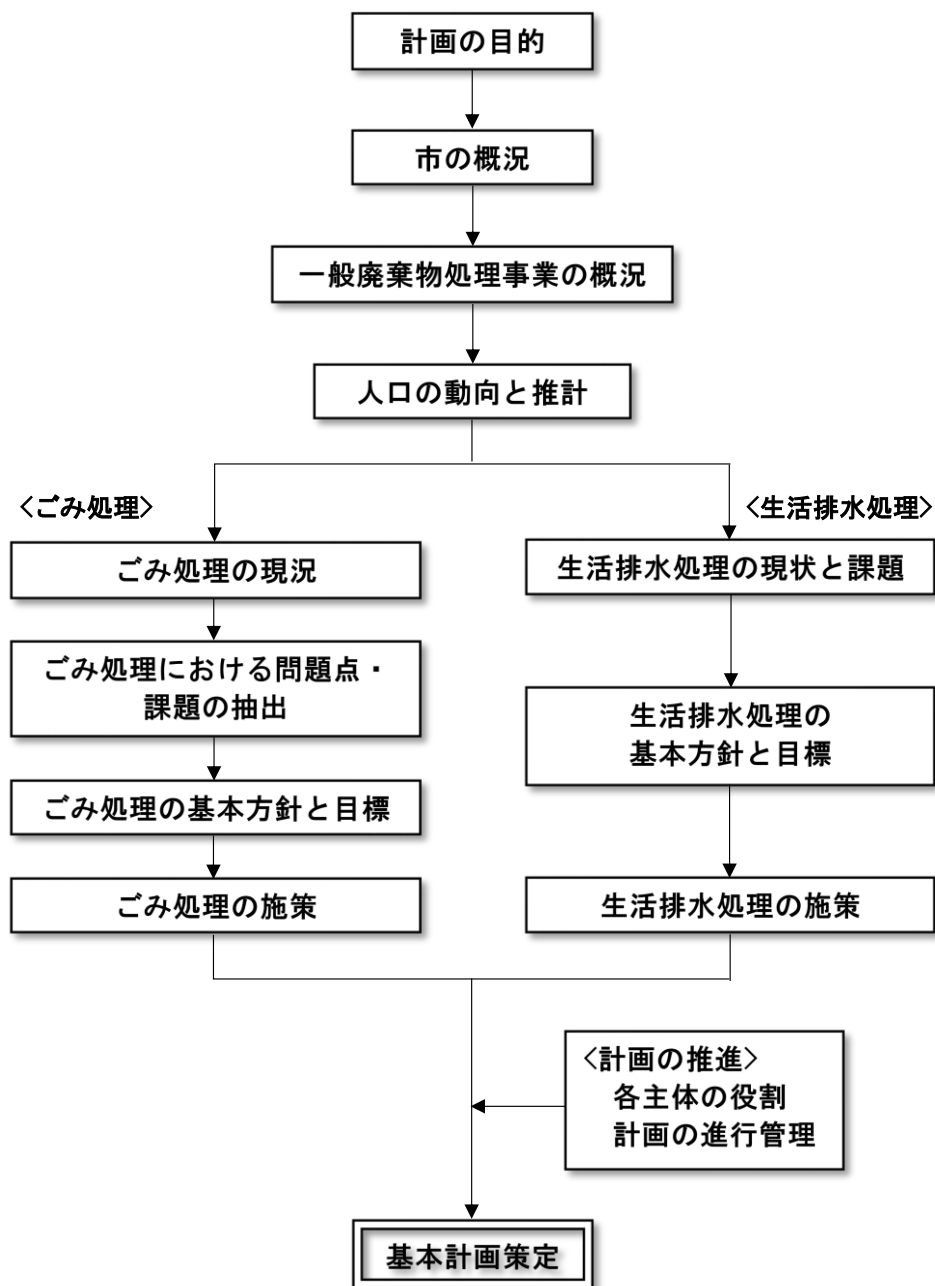


図 I-1-1 基本計画策定フロー

### 3 計画目標年度

本計画は、平成 26 年度を基準年度とし、平成 29 年度を計画初年度、平成 38 年度を最終目標年度とします。

なお、本計画の策定に係る諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。



### 4 関連する他の計画

#### (1) 既存計画

既存計画は、平成 21 年度を計画初年度とし、平成 30 年度を計画目標年度としていますが、社会情勢の変化にあわせ、今回、本計画において、鴻巣市の廃棄物行政を見直します。

#### (2) 第 5 次鴻巣市総合振興計画 後期基本計画（平成 24 年度～平成 28 年度）

##### ①課題と方向性

第 5 次鴻巣市総合振興計画（後期基本計画）における「資源循環型社会の形成と地球環境の保全」及び「下水道等の整備」に関する課題と方向性は以下のとおりです。

##### 資源循環型社会の形成と地球環境の保全

- ・市民に対して、ごみの減量化や資源化などの環境啓発をさらに進めます。
- ・焼却施設の老朽化に対応するため、広域による新たなごみ処理施設の建設に取り組みます。
- ・二酸化炭素の排出削減及び使用エネルギーの合理化について、市民・事業者への新エネルギー導入や省エネ行動を促します。また、廃食油を利用したバイオディーゼル燃料の精製を進めます。
- ・公共施設に新・省エネ機器の導入を積極的に進め、二酸化炭素の排出を削減していきます。

##### 下水道等の整備

- ・処理開始区域の拡大に伴い、適正な維持管理を行います。
- ・水洗化を促進し、経営の安定化及び公共用水域の水質保全に努めます。
- ・市街化調整区域内での合併処理浄化槽の設置及びくみ取り・単独処理浄化槽からの転換を進めます。
- ・土地区画整理事業区域内の都市基盤である公共下水道の整備を引き続き実施します。
- ・特定事業場等の監視及び除害施設管理者との連携を図り、引き続き良好な水質を目指します。
- ・施設の老朽化への対応が課題であり、下忍ポンプ場の改築・改修など、施設の長寿命化に取

り組みます。

## ②基本事業の概要

第5次鴻巣市総合振興計画（後期基本計画）における「資源循環型社会の形成と地球環境の保全」及び「下水道等の整備」に関する基本施策の概要は以下のとおりです。

### 資源循環型社会の形成と地球環境の保全

基本事業名	指標名	現状値 (H22年度)	後期めざそう値 (H28年度)
可燃・不燃ごみの排出量の抑制	1人1日あたりごみ処理量 (資源物以外の可燃・不燃物)	475 g	450 g
資源化の推進	資源化率	32.2%	32.5%
可燃・不燃ごみの適正化	1人あたり可燃・不燃ごみ 収集コスト	1,859 円	1,700 円
	1人あたり可燃・不燃ごみ 処理コスト	5,249 円	4,900 円

### 下水道等の整備

基本事業名	指標名	現状値 (H22年度)	後期めざそう値 (H28年度)
下水道施設の整備	下水道普及率	74.8%	75.8%
	整備面積	1,396ha	1,440ha
水洗化の推進	水洗化率 <sup>※1</sup> （公共下水道）	92.1%	95.0%
	農業集落排水処理世帯普及率	87.3%	95.0%
	公共下水道の未接続世帯数	2,752 世帯	2,032 世帯
	農業集落排水施設の未接続世帯数	138 世帯	99 世帯
合併処理浄化槽の推進	汚水処理普及率	9.6%	9.8%
	転換による合併処理浄化槽の設置数	10 基	10 基
適正な維持管理及び経営の安定化の推進	維持管理における公共下水道及び農業集落排水施設の不具合件数	17 件	20 件
	有収率 <sup>※2</sup> （公共下水道）	80.3%	81.0%
	有収率（農業集落排水）	98.9%	99.7%

注) <sup>※1</sup>公共下水道処理区域内人口に対するその区域内での水洗化済人口の割合

<sup>※2</sup>処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる処理水の割合



(3) 鴻巣市環境基本計画（平成 25 年 3 月）

鴻巣市環境基本計画において、「ごみの減量と再資源化の推進」に関して当面実施する事業として挙げられているものは、以下のとおりです。

**ごみの減量と再資源化の推進**

取組の柱 1：ごみの発生抑制とリサイクルの推進	
4R に関する正しい情報の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、事業者に対する 4 R についての普及啓発</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画の改定</li> </ul>
ごみの発生抑制（リデュース・リユースの推進）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出者の応分負担を含めた、ごみの収集、処理、資源化の方法の検討</li> <li>・事業者（小売業等）に対して、ごみをつくらない販売方法の工夫を促す情報提供等の支援</li> </ul>
資源回収と再生品利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入住民への資源回収への協力要請の徹底</li> <li>・リサイクルショップ活用等の情報提供</li> </ul>
堆肥化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理機器の購入補助制度の普及促進</li> <li>・公園、学校等の剪定枝葉の堆肥化等による有効利用の促進</li> </ul>
市の率先実行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『再生品利用ガイドライン』に基づく物品の購入の推進</li> <li>・必要な物品の見直し、消耗品・物品等の管理の徹底</li> <li>・ペーパーレス化の推進による紙ごみの減量</li> <li>・公共施設でのごみの分別、リサイクルの徹底</li> </ul>
ごみ・リサイクルについての普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境衛生委員と連携した分別マナー向上の促進</li> <li>・消費生活セミナーや出前講座によるグリーンコンシューマー育成を推進</li> <li>・環境衛生委員を通じた循環型社会の啓発</li> </ul>
取組の柱 2：ごみの適正処理	
適正・安全な処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ、不燃ごみの適正処理の継続</li> <li>・可燃ごみ、不燃ごみの処分量、処分先、コスト等の公表</li> <li>・資源類の適正処理の継続</li> <li>・資源類の適正処理の処分量、処分先、コスト等の公表</li> <li>・最終処分量の最小化に向けた計画の推進</li> </ul>
産業廃棄物の適正処理の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対する産業廃棄物の適正処理の徹底を県に要望</li> <li>・農業系廃プラスチックの回収助成制度の継続</li> </ul>
取組の柱 3：ゼロエミッションの促進	
産業界の連携促進と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者間での循環の仕組みづくりに関する情報提供</li> </ul>
公共事業における再生材等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインに基づき、公共工事に伴う廃棄物の減量、リサイクル材の利用、廃材のリサイクルを推進</li> </ul>

#### (4) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（鴻巣行田北本環境資源組合）（平成 28 年 2 月）

鴻巣行田北本環境資源組合が策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の概要は以下のとおりです。

##### ①ごみ処理の課題

- ・より一層のごみ発生・排出抑制
- ・住民及び排出事業者にわかりやすいごみ処理ルールの検討
- ・新たに整備する施設及び構成市既存施設のあり方の検討
- ・新しい安定的なごみ処理体制の検討
- ・新たに整備する施設に対する環境負荷の低減や地域内役割などの検討
- ・ごみ処理事業費の削減

##### ②基本理念

豊かな自然環境と、豊かな暮らしが調和し両立する地域を目指して、  
ごみ処理の広域化を進めます。

##### ③基本方針

基本方針 1	持続可能な循環型社会の形成
基本方針 2	ごみ処理サービスの向上
基本方針 3	民間施設を活用したごみ処理体制の構築
基本方針 4	環境保全・災害対応型施設の整備
基本方針 5	ごみ処理の費用負担軽減

##### ④減量目標（3市の平均）

指標		対象ごみ	数値目標（基準年度比削減量）
①	一人1日当たりの家庭ごみ排出量	家庭ごみ (可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ)	中間目標 (H35) : 530g (H25 比 約 30g 減) 最終目標 (H42) : 500g (H25 比 約 60g 減)
②	事業系ごみ排出量	事業系ごみ	中間目標 (H35) : 5% 減 (H22 比) 最終目標 (H42) : 10% 減 (H22 比)
③	一人1日当たりのごみ総排出量	家庭ごみ、事業系ごみ、集団回収	中間目標 (H35) : 853g (H25 比 約 8g 減) 最終目標 (H42) : 826g (H25 比 約 35g 減)

##### ⑤重点施策

重点施策 1	分別ルールの見直し
重点施策 2	ごみ処理施設整備の推進
重点施策 3	エネルギーや資源の有効利用

## 5 関係法令等

### (1) 環境・廃棄物・リサイクル関連の法体系

本計画は、環境基本法や循環型社会形成推進基本法等の関係法令に準拠し、国及び県の計画、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」を踏まえ、構成市の取組と連携するとともに、鴻巣市の総合振興計画、環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画等と整合を図っています。

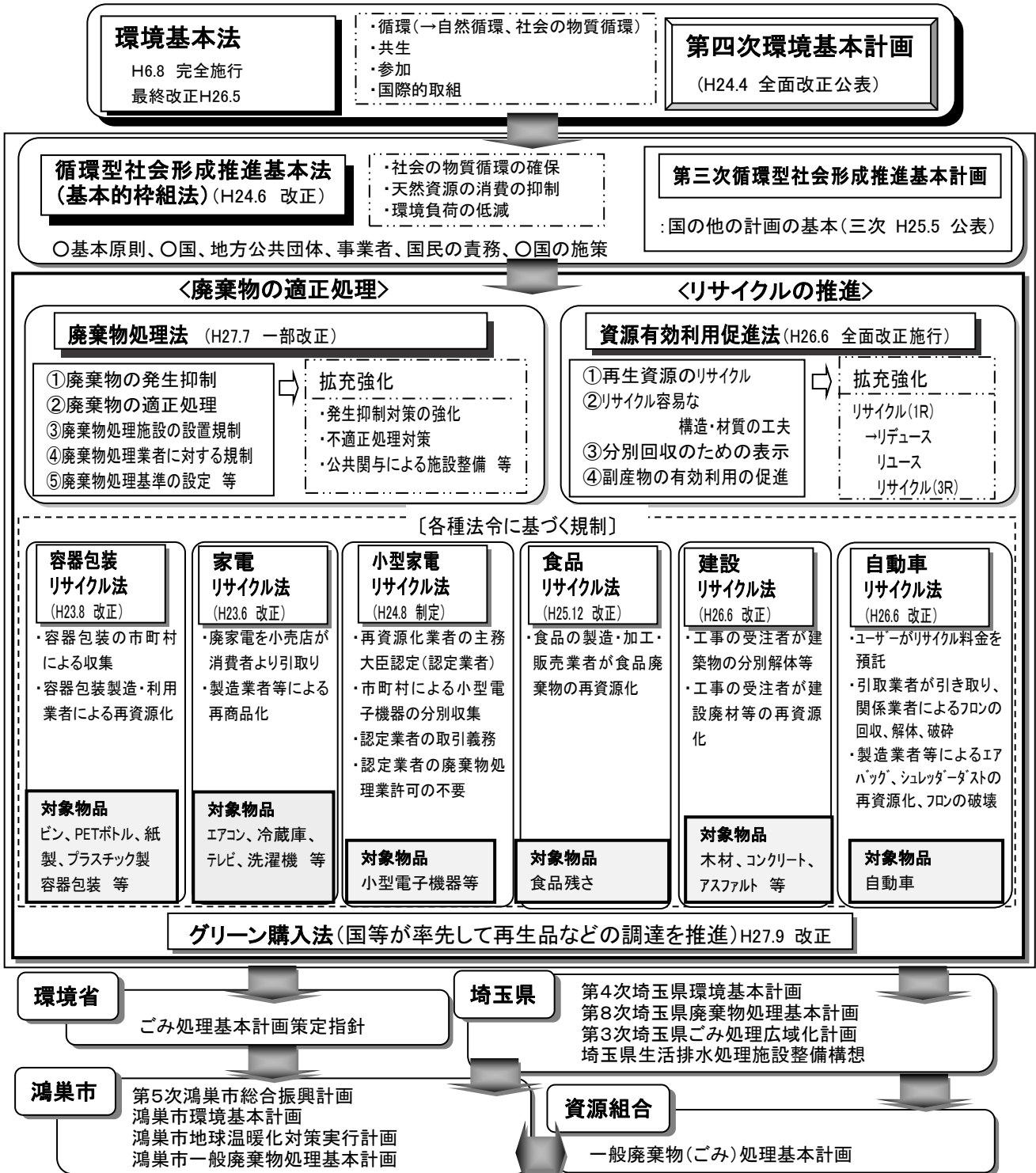


図 I-1-2 環境・廃棄物・リサイクル関連の法体系

## (2) 廃棄物処理計画に関する各種目標値

### 国

国では、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、これにより循環型社会の形成に向けた取り組むべき課題、中長期的な方向性が示されています。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成25年5月に「廃棄物処理施設整備計画」が閣議決定されています。これは、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムを確保すること等の方向性が示されています。

### 《廃棄物に関する目標等》

#### ◆目標年次 平成32年度

- ・1人1日当たり家庭系ごみの排出量 平成12年度比約25%削減  
(平成32年度目標約540g/人・日(集団回収量、資源ごみ等を除く))
- ・事業系ごみ排出量 平成12年度比約35%削減(平成32年度目標約1,170万トン)
- ・資源生産性<sup>※1</sup> 平成12年度比85%増加(平成32年度目標46万円/トン)
- ・循環利用率<sup>※2</sup> 平成12年度比7ポイント増加(平成32年度目標17%)
- ・最終処分量 平成12年度比70%削減(平成32年度17百万トン)

※1 資源生産性 = GDP / 天然資源等投入量

天然資源等投入量とは国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量を指し、資源生産性は一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される実質国内総生産(実質GDP)を算出することによって、産業や人々の生活がいかに物を有効に使っているか(より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているか)を総合的に表す指標。

※2 循環利用率 = 循環利用量 / (循環利用量 + 天然資源等投入量)

経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合を表す指標。

## 埼玉県

埼玉県では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5及び「埼玉県生活環境保全条例」第18条の規定に基づき、循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進するため、平成28年3月に「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定しました。

また、埼玉県では、平成26年4月を始期とする「第7期分別収集促進計画」（計画期間：平成26年4月～平成31年3月（5年間））を定めています。市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をするときは、3年ごとに、5年を一期とする「市町村分別収集計画」を定めることとしています。（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条）

### 《廃棄物に関する目標等》

◆計画期間 平成28年度～平成32年度

◆目標年次 平成32年度

- ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量<sup>※1</sup>503グラム 〈平成25年度：541グラム〉
- ・年間の事業系ごみ排出量 48万8千トン 〈平成25年度：54万3千トン〉
- ・1人1日当たりの最終処分量 44グラム 〈平成25年度：49グラム〉
- ・年間の最終処分量 17万5千トン 〈平成25年度：19万4千トン〉

※1資源類を除いた排出量

## 第2章 対象地区概要

### 1 鴻巣市概況

#### (1) 鴻巣市の沿革

本市は首都圏 50 km圏内にあり、埼玉県ほぼ中央に位置し、北は行田市、南は北本市及び桶川市、東は加須市及び久喜市、西は熊谷市及び吉見町に隣接しています。

本市は、古くから中山道の宿場町として栄え、「ひな人形」に代表される伝統産業や商業を主として発展してきました。昭和 29 年 7 月に鴻巣町、箕田村、田間宮村、馬室村、笠原村の 1 町 4 村が合併し、さらに、同年 9 月に常光村との合併に伴い市制を施行しています。その後、平成 17 年 10 月 1 日に鴻巣市、吹上町、川里町の 1 市 2 町が合併して、市域の総面積は 67.44 km<sup>2</sup>となりました。

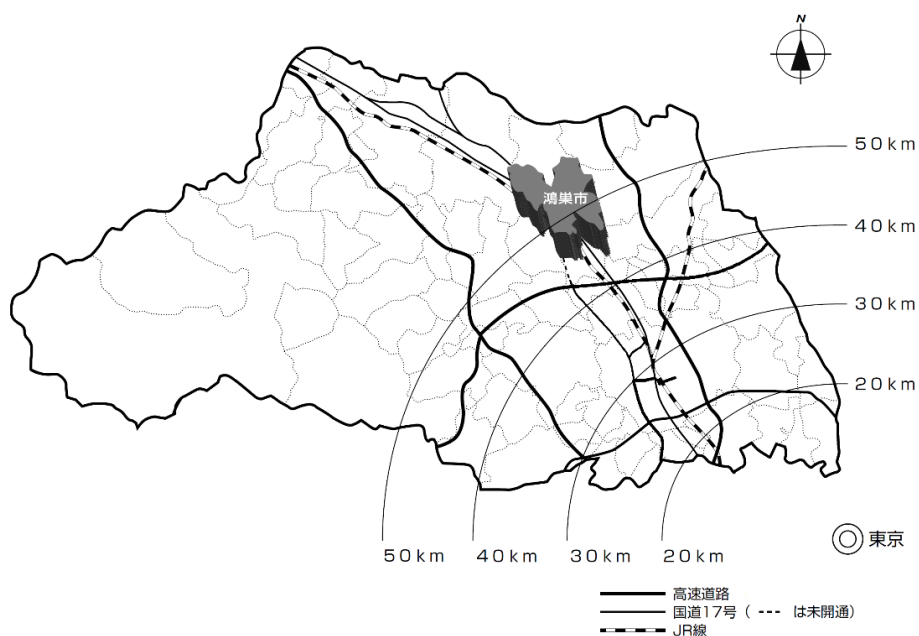
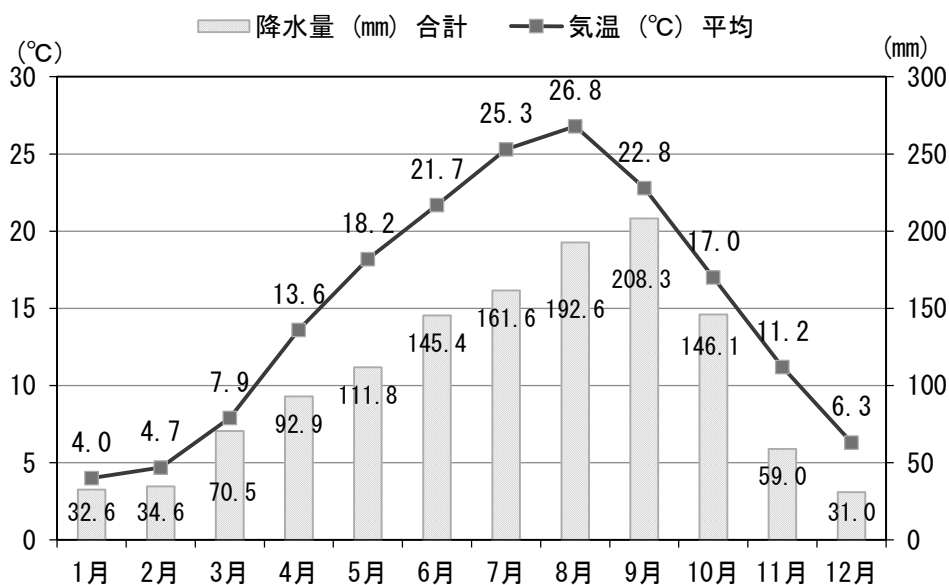


図 I-2-1 埼玉県内における鴻巣市の位置

## (2) 地形・気象

本市の地形は、台地で海拔 29m、低地で 13m と起伏の少ない平坦地であり、西部に荒川、中央部に元荒川、東部に見沼代用水が流れています。

本市の降水量（1981年から2010年の30年間平均）は、一番少ない月（12月）が31.0mm、一番多い月（9月）は208.3mm、年間降水量は1,286.4mmとなっています。また、平均気温（1981年から2010年の30年間平均）は、一番低い月（1月）が4.0℃、一番高い月（8月）が26.8℃、年間平均15.0℃と、本市は、比較的過ごしやすい気候となっています。



注) 熊谷地方気象台（1981～2010年の30年間平均）

資料：気象庁ホームページ

図 I-2-2 鴻巣市の気象概要

### (3) 人口・世帯

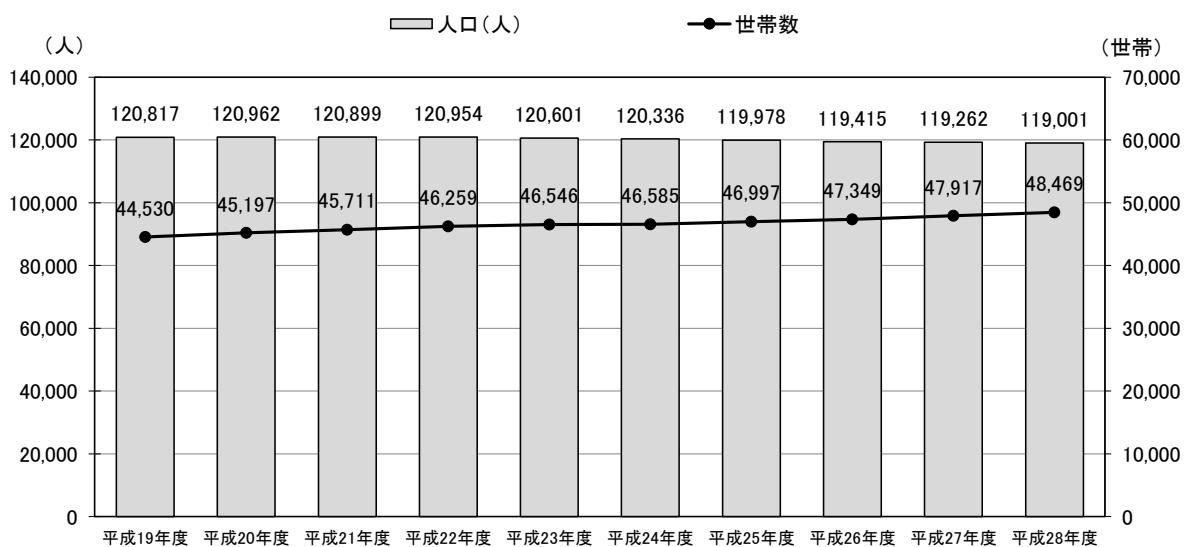
本市の平成 28 年 10 月 1 日現在の人口、世帯数は、119,001 人、48,469 世帯となっています。近年、人口はほぼ横ばい、世帯数は増加傾向にあり、1 世帯あたり家族構成人員は減少しています。

表 I-2-1 人口・世帯数の推移（外国人を含む）

(各年 10 月 1 日現在)

	世帯数	人口 (人)	1 世帯あたり 家族構成人員	人口増加 率 (%)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
平成 19 年度	44,530	120,817	2.71	△ 0.07	1,790
平成 20 年度	45,197	120,962	2.68	0.12	1,792
平成 21 年度	45,711	120,899	2.64	△ 0.05	1,791
平成 22 年度	46,259	120,954	2.61	0.05	1,792
平成 23 年度	46,546	120,601	2.59	△ 0.29	1,787
平成 24 年度	46,585	120,336	2.58	△ 0.22	1,783
平成 25 年度	46,997	119,978	2.55	△ 0.30	1,778
平成 26 年度	47,349	119,415	2.52	△ 0.47	1,769
平成 27 年度	47,917	119,262	2.49	△ 0.13	1,767
平成 28 年度	48,469	119,001	2.46	△ 0.22	1,763

資料：住民基本台帳



資料：住民基本台帳

図 I-2-3 人口・世帯数の推移



#### (4) 交通

鉄道交通は、市の中心部をJR高崎線が南北に走り、鴻巣駅、北鴻巣駅、吹上駅の3駅が位置しています。

道路交通は、国道17号及び同熊谷バイパスが本市を南北に縦断しており、関越自動車道、東北縦貫自動車道、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）にも比較的容易にアクセスできます。また、2013年には、市内を東西に走る三谷橋大間線が開通しています。

今後、上尾道路などの広域幹線道路の整備が計画されており、交通網のさらなる発展が期待されています。

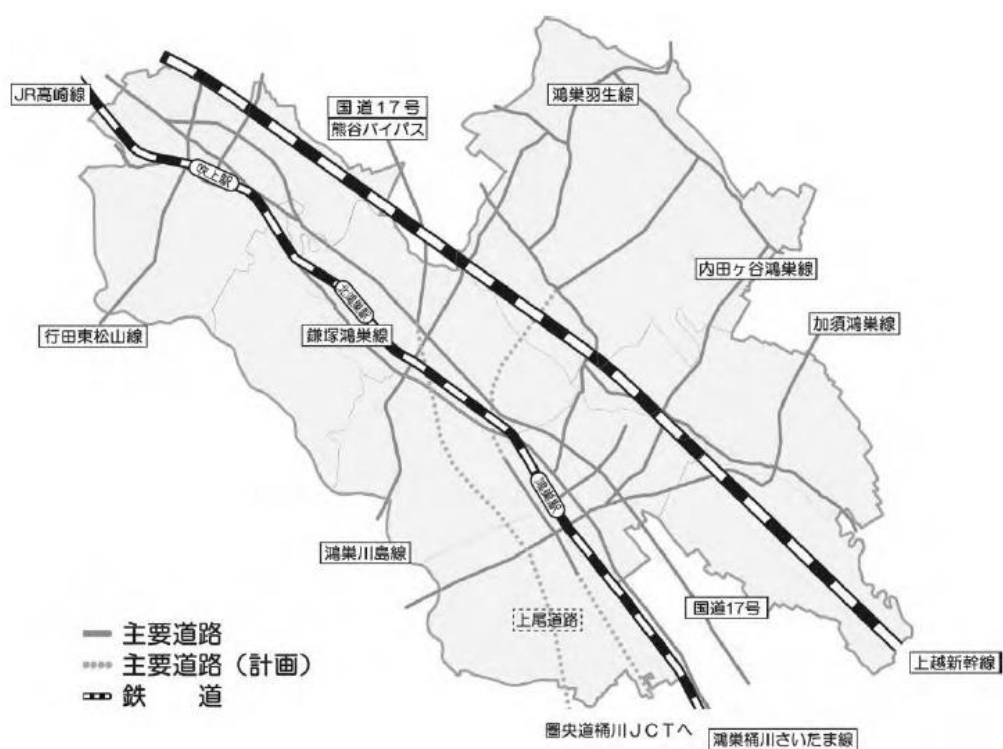


図 I-2-4 鴻巣市交通網図

## (5) 産業

本市は、年々、事業所数及び従業者数が減少しています。平成 26 年度において、業種別にみると、事業所数では、卸売業・小売業が最も多く、次いで生活関連サービス業・娯楽業が多くなっています。また、従業者数では、卸売業・小売業が最も多く、次に製造業が多くなっています。

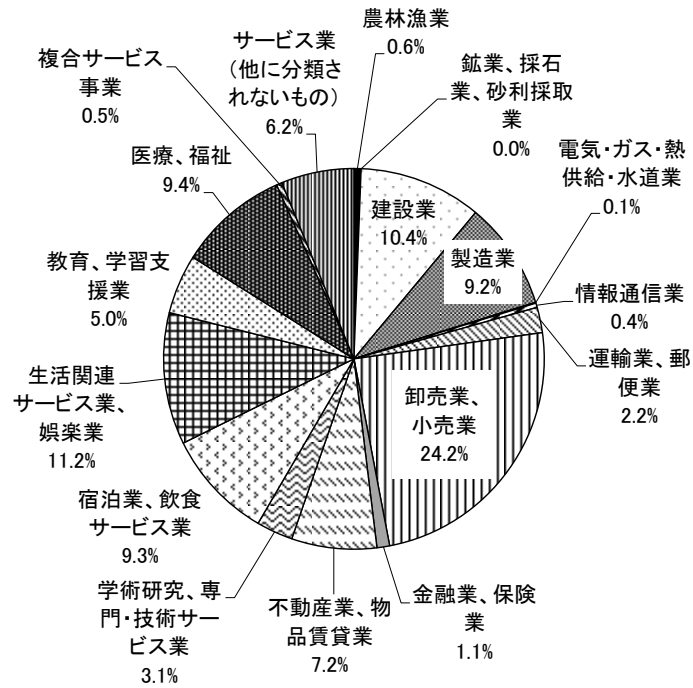
商業においては、鴻巣駅東口、北鴻巣駅西口、吹上駅北口の駅前整備により、駅周辺の市街地活性化に向けて、商業・業務機能の集積が図られています。工業においては、国道 17 号沿い赤見台団地の東側と川里工業団地を中心に広がっています。特に、中小規模工場は住居系地域に点在していますが、住工混在の様相を呈しています。本市の産業は、ひな人形を代表とした人形による伝統産業で発展してきており、ひな人形と並んで赤物と呼ばれる練人形は、本市の特産品として全国に認知されています。農業においては、米、麦、果樹、野菜、花卉、畜産と多岐にわたります。農地は市街地の東西に広がり、市域の約半分の面積を占めていますが、近年、農地の集約化、生産調整の取組や農業従事者の高齢化と後継者不足により、遊休農地も増加の傾向にあります。

表 I-2-2 事業所数及び従業者数（平成 26 年）

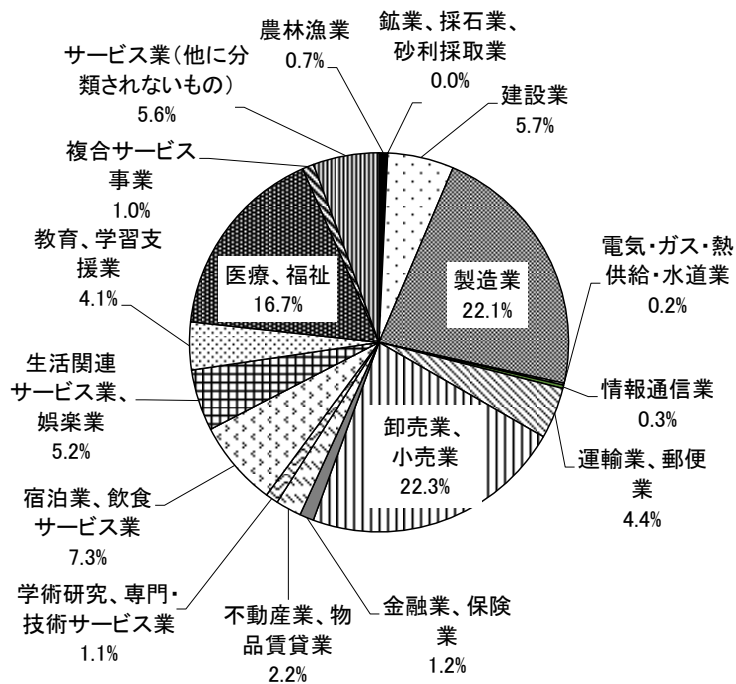
業 種	平成 26 年度	
	事業所数（件）	従業者数（人）
農林漁業	23	246
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
建設業	397	1,902
製造業	348	7,418
電気・ガス・熱供給・水道業	3	56
情報通信業	14	95
運輸業、郵便業	82	1,473
卸売業、小売業	920	7,507
金融業、保険業	41	405
不動産業、物品賃貸業	275	738
学術研究、専門・技術サービス業	118	361
宿泊業、飲食サービス業	354	2,457
生活関連サービス業、娯楽業	426	1,761
教育、学習支援業	192	1,368
医療、福祉	357	5,604
複合サービス事業	18	330
サービス業（他に分類されないもの）	235	1,886
合 計	3,803	33,607

注) 公務を除く

資料：平成 26 年経済センサス基礎調査（経済産業省）



事業所数構成比



従業者数構成比

注) 四捨五入の関係で構成比の合計が 100%にならない。

資料：平成 26 年経済センサス基礎調査（経済産業省）

図 I-2-5 事業所数及び従業者数の業種別割合（平成 26 年）

(6) 土地利用状況

本市の土地は、過去数年間大きな変化がなく、農地が市域の半分を占め、中山道、JR 高崎線沿いを中心に市街地が形成されています。

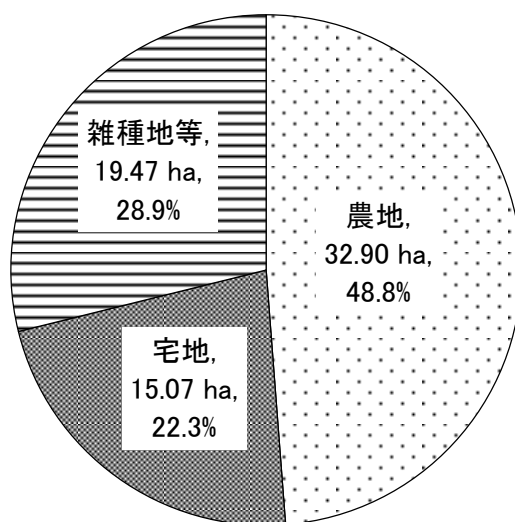
表 I -2-3 土地利用状況（地目別面積）の推移

(単位：km<sup>2</sup>)

年度	農地	宅地	雑種地等	合計
平成 19 年	33.96	14.40	19.13	67.49
平成 20 年	33.79	14.49	19.21	67.49
平成 21 年	33.56	14.61	19.32	67.49
平成 22 年	33.43	14.66	19.40	67.49
平成 23 年	33.33	14.70	19.46	67.49
平成 24 年	33.21	14.76	19.52	67.49
平成 25 年	33.11	14.91	19.47	67.49
平成 26 年	33.02	14.97	19.50	67.49
平成 27 年	32.90	15.07	19.47	67.44

各年 1 月 1 日現在

資料：統計こうのす



資料：統計こうのす

図 I -2-6 土地利用状況（地目別面積）（平成 27 年 1 月 1 日現在）

## 第3章 一般廃棄物処理事業の概況

### 1 沿革

本市の廃棄物行政は、市制が施行された昭和29年に市の中心地が特別清掃地域に指定されてから始まります。その後、本市は、昭和39年に設立された北本地区衛生組合、昭和52年に設立された埼玉中部環境保全組合にそれぞれ設立時より加入、平成17年10月の合併により彩北広域清掃組合にも加入しています（彩北広域清掃組合は、平成26年4月に北本市が加わり、組合名称を鴻巣行田北本環境資源組合に変更）。

国の施策においては、明治33年の「汚物掃除法」の制定から始まります。昭和29年には「清掃法」が制定され、経済成長に伴う廃棄物の質・量の変化により昭和45年に「清掃法」が改定され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律137号）に改められました。その後、廃棄物の大量発生は、環境破壊につながり、地球環境問題にまで発展することとなりました。

こうした背景から、平成3年には、リサイクルに関する基本的法律である「再生資源の利用の促進に関する法律」（平成3年4月26日法律48号）が制定され、同時に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正されました。さらに、平成7年には都市ごみの中でも大きい割合を占める容器包装類について「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年6月16日法律112号）が制定され、平成9年には、産業廃棄物の適正処理に重点を置いた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正されました。

その後、国は平成12年に、循環型社会を形成していくための基礎となる「循環型社会形成推進基本法」を制定し、3Rの優先順位を定め、個別リサイクル法を整備するなど、循環型社会形成に向けた取り組みは着実に進展してきました。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物が処理できるように平素から処理体制を築いておくことの重要性が改めて浮き彫りになりました。

こうした経済社会状況を背景として、国は、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」及び「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定しました。前者では、「リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築」や「小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進」などを掲げています。また後者では、「災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保」などの方針を打ち出しています。

## 2 財政

### (1) ごみ処理の経費

本市のごみ処理経費は、以下の表のとおりです。平成 22 年度から平成 26 年度にかけて、ごみ処理経費は増減を繰り返しています。

表 I-3-1 ごみ処理費等一覧表

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人口 (人) ※外国人を含む	120,817	120,962	120,899	120,954	120,601	120,336	119,978	119,415
ごみ総排出量 (t)	38,660	38,419	36,637	37,119	36,283	36,146	35,859	35,892
収集・運搬に係る 経費 (千円)	510,442	513,030	526,935	513,030	512,823	509,536	505,030	513,790
中間処理・最終処 分に係る経費 (千円)	260,381	254,315	253,162	265,969	269,741	254,322	255,558	254,170
一部事務組合 負担金 (千円)	550,430	542,663	455,189	474,280	472,370	454,548	737,253	416,723
合計 (千円)	1,321,253	1,310,008	1,235,287	1,253,279	1,254,934	1,218,405	1,497,841	1,184,683
1 人当たり経費 (円)	10,936	10,830	10,218	10,362	10,406	10,125	12,484	9,921

注) 平成 25 年度に一部事務組合負担金が高くなっているのは、小針クリーンセンターの大規模な施設改修のためである。

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）、住民基本台帳

### (2) し尿処理の経費

本市のし尿処理は、北本地区衛生組合に委託しており、処理経費を負担しています。

表 I-3-2 し尿処理経費実績

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人口 (人) ※外国人を含む	120,817	120,962	120,899	120,954	120,601	120,336	119,978	119,415
北本地区衛生組合 負担金 (千円)	174,625	184,450	163,790	154,572	137,700	133,706	135,212	131,994
し尿事業費 (千円)	14,225	14,489	12,871	11,756	11,017	10,067	9,076	8,754
合計 (千円)	188,850	198,939	176,661	166,328	148,717	143,773	144,288	140,748

資料：鴻巣市決算書、住民基本台帳

## 第4章 人口の動向と推計

### 1 人口の動向

本市の人口はわずかに減少傾向にあるものの、近年、世帯数は増加しています（表 I-2-1、図 I-2-3 参照）。

平成 28 年 10 月 1 日現在の年齢別人口をみると、年少人口（0～14 歳）の割合は 11.8%、生産年齢人口（15～64 歳）は 61.3%、老年人口（65 歳以上）は 26.8%であり、高齢化が進んでいます。

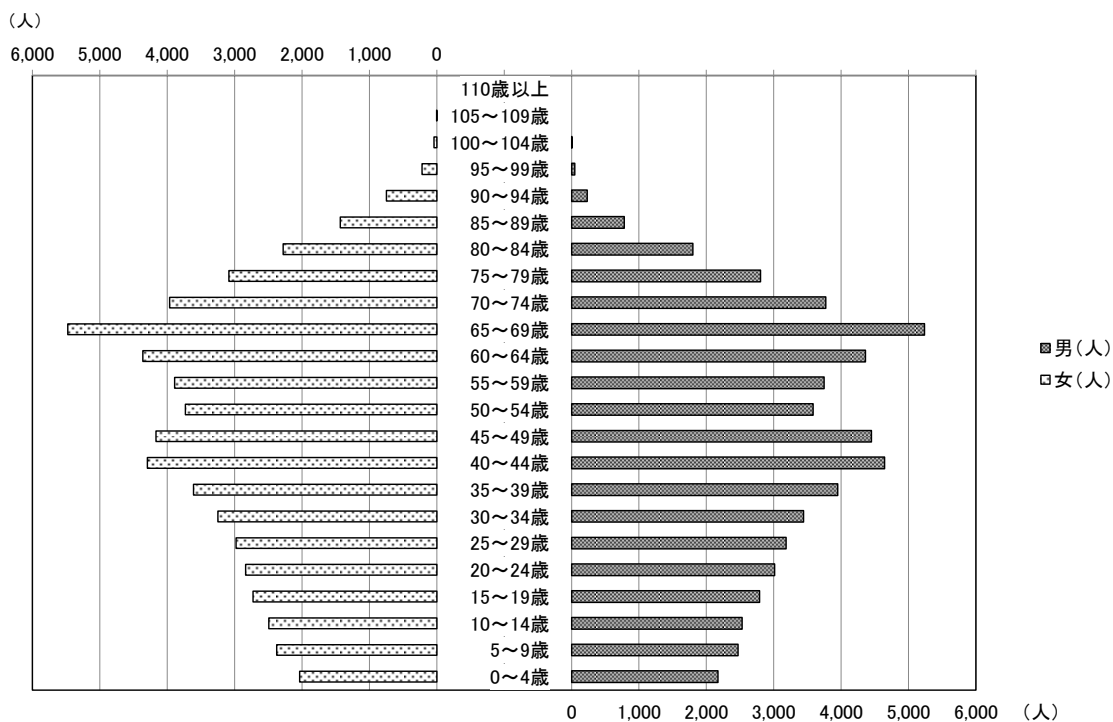
表 I-4-1 年齢別人口（外国人を含む）

（平成 28 年 10 月 1 日現在）

	男（人）	女（人）	総数（人）	構成比（%）
0～4 歳	2,173	2,035	4,208	3.5%
5～9 歳	2,470	2,375	4,845	4.1%
10～14 歳	2,532	2,491	5,023	4.2%
15～19 歳	2,788	2,725	5,513	4.6%
20～24 歳	3,013	2,838	5,851	4.9%
25～29 歳	3,184	2,980	6,164	5.2%
30～34 歳	3,444	3,248	6,692	5.6%
35～39 歳	3,950	3,610	7,560	6.4%
40～44 歳	4,643	4,295	8,938	7.5%
45～49 歳	4,448	4,165	8,613	7.2%
50～54 歳	3,584	3,730	7,314	6.1%
55～59 歳	3,749	3,890	7,639	6.4%
60～64 歳	4,360	4,363	8,723	7.3%
65～69 歳	5,236	5,474	10,710	9.0%
70～74 歳	3,771	3,963	7,734	6.5%
75～79 歳	2,804	3,084	5,888	4.9%
80～84 歳	1,799	2,278	4,077	3.4%
85～89 歳	781	1,431	2,212	1.9%
90～94 歳	234	747	981	0.8%
95～99 歳	49	219	268	0.2%
100～104 歳	3	41	44	0.0%
105～109 歳	0	4	4	0.0%
110 歳以上	0	0	0	0.0%
年少人口（0～14 歳）	59,015	59,986	14,076	11.8%
生産年齢人口（15～64 歳）	37,163	35,844	73,007	61.3%
老年人口（65 歳以上）	14,677	17,241	31,918	26.8%
総数	59,015	59,986	119,001	100.0%

注）四捨五入の関係で、構成比の合計が 100%にならない。

資料：住民基本台帳



資料：住民基本台帳

図 I-4-1 人口ピラミッド（外国人を含む）（平成 28 年 10 月 1 日現在）

## 2 人口の将来推計

本市の人口は、「第 6 次鴻巣市総合振興計画」によると、平成 38 年度の目標人口が 112,654 人とされており、平成 38 年まで微減することが見込まれています。

表 I-4-2 鴻巣市の将来人口

年 度	人 口 (人)
平成 27 年度 (現況値)	119,262
平成 28 年度	118,762
平成 29 年度	118,261
平成 30 年度	117,761
平成 31 年度	117,260
平成 32 年度	116,760
平成 33 年度	116,098
平成 34 年度	115,437
平成 35 年度	114,776
平成 36 年度	114,115
平成 37 年度	113,454
平成 38 年度	112,654

注) 平成 28 年度以降は推計値

資料：第 6 次総合振興計画



## Ⅱ ごみ処理

### 第1章 ごみ処理の現況

#### 1 処理主体・体系

本市では、以下の表に示すように、燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装（資源）類、資源類、粗大ごみの5つの分別・収集を行っています。

表Ⅱ-1-1 ごみ処理の主体と収集体系

区 分	排出方法		収集回数
	鴻巣・川里地域	吹上地域	
燃やせるごみ	指定袋※ <sup>1</sup>	紙袋等※ <sup>2</sup>	2回/週
燃やせないごみ	指定袋		1回/週
プラスチック製容器包装（資源）類	指定袋		1回/週
資源類	ビン類	指定袋なし（ステーション回収）	2回/月
	カン類	指定袋なし（ステーション回収）	2回/月
	ペットボトル	指定袋なし（ステーション回収）	2回/月
	紙類（新聞紙、折り込み広告、雑誌類、雑古紙、ダンボール、紙パック（内側が白いもの））	指定袋なし（ステーション回収）	2回/月
	布・衣類	指定袋なし（ステーション回収）	2回/月
	金属類	指定袋（ステーション回収）	2回/月
	蛍光管・水銀柱・電球等	指定袋（ステーション回収）	1回/月
	乾電池	拠点回収	随時
	インクカートリッジ	拠点回収	随時
	廃食用油	拠点回収	随時
	小型家電類	自己搬入	1回/月
粗大ごみ	自己搬入、戸別収集		随時

注) ※<sup>1</sup> 埼玉中部環境センターにおいて処理

※<sup>2</sup> 小針クリーンセンターにおいて処理

## 2 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは、以下の図のとおりです。

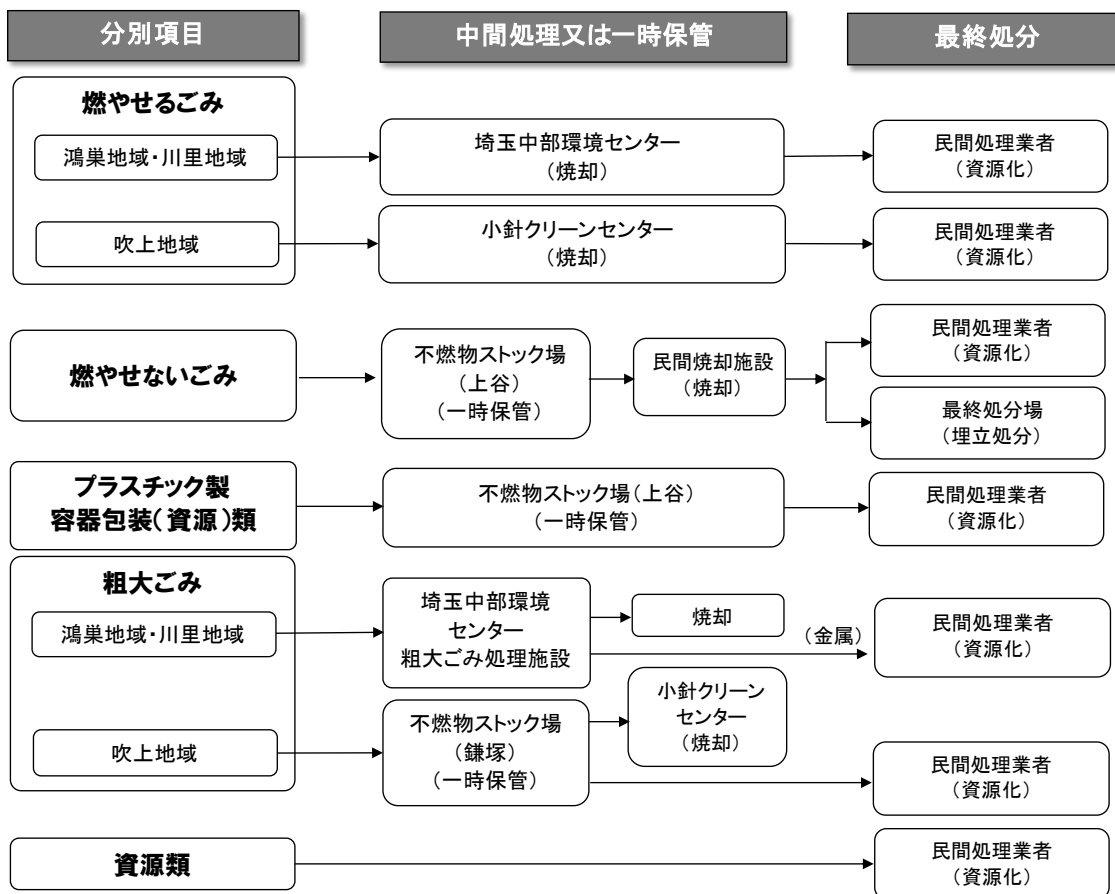


図 II-1-1 ごみ処理フロー

### 3 収集・運搬の現況

#### (1) 収集・運搬体系

本市の収集・運搬体系は、以下の表のとおりです。

表Ⅱ-1-2 収集地区・曜日一覧

地区	コース別	燃やせるごみ	燃やせないごみ	プラスチック製容器包装(資源)類	資源類			
					カン、ビン類	ペットボトル、紙類、布類・衣類	蛍光管、水銀柱	金属類
鴻巣地域	東側	火・金	月	木	第1・3水曜日	第1・3水曜日	第2水曜日	第2・4水曜日
	西側	月・木	火	金	第2・4水曜日	第2・4水曜日	第3水曜日	第1・3水曜日
吹上地域	北側	月・木	金	火	第2・4水曜日	第1・3水曜日	第2水曜日	第2・4水曜日
	南側	火・金	木	月	第1・3水曜日	第2・4水曜日	第3水曜日	第1・3水曜日
川里地域	全域	火・金	月	木	第2・4水曜日	第1・3水曜日	第2水曜日	第2・4水曜日

表Ⅱ-1-3 地区別専用袋の種類等

種類 / 地域	色	容量 (ℓ)
燃やせるごみ ／鴻巣・川里地域	白色半透明 (表示文字は赤色)	45
		30
		20
燃やせるごみ ／吹上地域	紙袋	-
燃やせないごみ	白色半透明 (表示文字は青色)	45
		30
プラスチック製 容器包装 (資源) 類	黄色半透明 (表示文字は黒色)	45
		30

#### 4 中間処理の現況

本市の中間処理は、以下の表に示すように、ごみの種類ごとに中間処理体系が分けられています。

表Ⅱ-1-4 廃棄物別の中間処理体系

ごみ種別	地域	中間処理施設
燃やせるごみ	鴻巣地域 川里地域	埼玉中部環境保全組合「埼玉中部環境センター」 (ごみ焼却処理施設)
	吹上地域	鴻巣行田北本環境資源組合「小針クリーンセンター」 (ごみ焼却処理施設)
燃やせないごみ	全域	鴻巣市不燃物ストック場(上谷)→民間処理施設
プラスチック製容器包装(資源)類	全域	鴻巣市不燃物ストック場(上谷)→民間処理施設
資源類	全域	民間処理施設
粗大ごみ	鴻巣地域 川里地域	埼玉中部環境保全組合「埼玉中部環境センター」 (粗大ごみ破碎施設)
	吹上地域	鴻巣市不燃物ストック場(鎌塚)

## (1) 焼却処理施設

### ①埼玉中部環境保全組合の焼却処理施設の概要

本市の収集及び直接搬入した燃やせるごみは、以下の表に示すように、埼玉中部環境センターにおいて焼却処理を行っています。

表Ⅱ-1-5 埼玉中部環境センターの概要

項目	内容
名称	埼玉中部環境センター（ごみ焼却処理施設）
所在地	埼玉県比企郡吉見町大字大串 2808 番地
施設所管	埼玉中部環境保全組合
敷地面積	15,000 m <sup>2</sup>
建設年度	着工 昭和 56 年 8 月（既存施設） 平成 11 年 1 月（排ガス処理設備整備）
	竣工 昭和 59 年 3 月（既存施設） 平成 12 年 3 月（排ガス処理設備整備）
改修	平成 11 年度
設計・施工	三菱重工業株式会社
処理方式・能力	全連続燃焼式 240 t / 24 h（80t/24 h × 3 炉）
受入供給設備	ピットアンドクレーン
燃焼設備	三菱マルチン逆送式
灰押出装置	三菱マルチン往復動式
燃焼ガス冷却施設	廃熱ボイラ方式（最大 11.6 t / h）
通風設備	平衡方式
排ガス処理施設	ろ過式集塵装置（0.03g/m <sup>3</sup> N 以下）
有害ガス除去装置	消石灰、活性炭、特殊反応助剤吹き込み式 （HCl50ppm 以下ダイオキシン類 5ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下）
ごみピット汚水処理装置	炉内噴射式
灰出し処理	セメント資源化設備
電気計装設備	非常用発電設備、ITV 装置
余熱利用	場内、老人福祉センター（荒川荘）

資料：埼玉中部環境保全組合資料

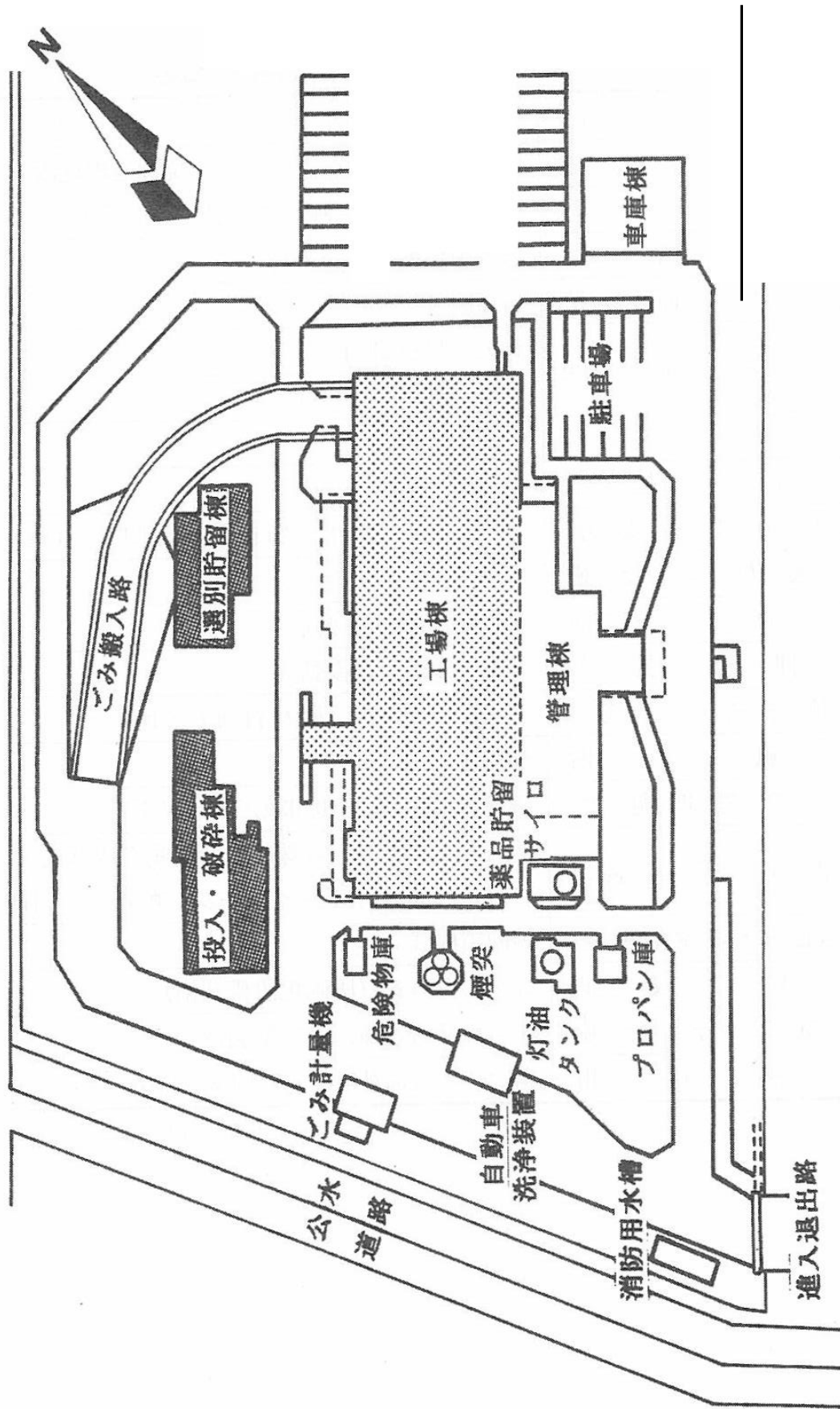
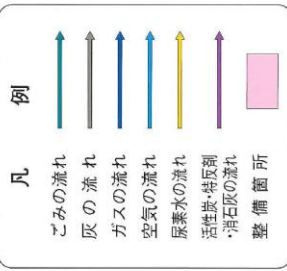
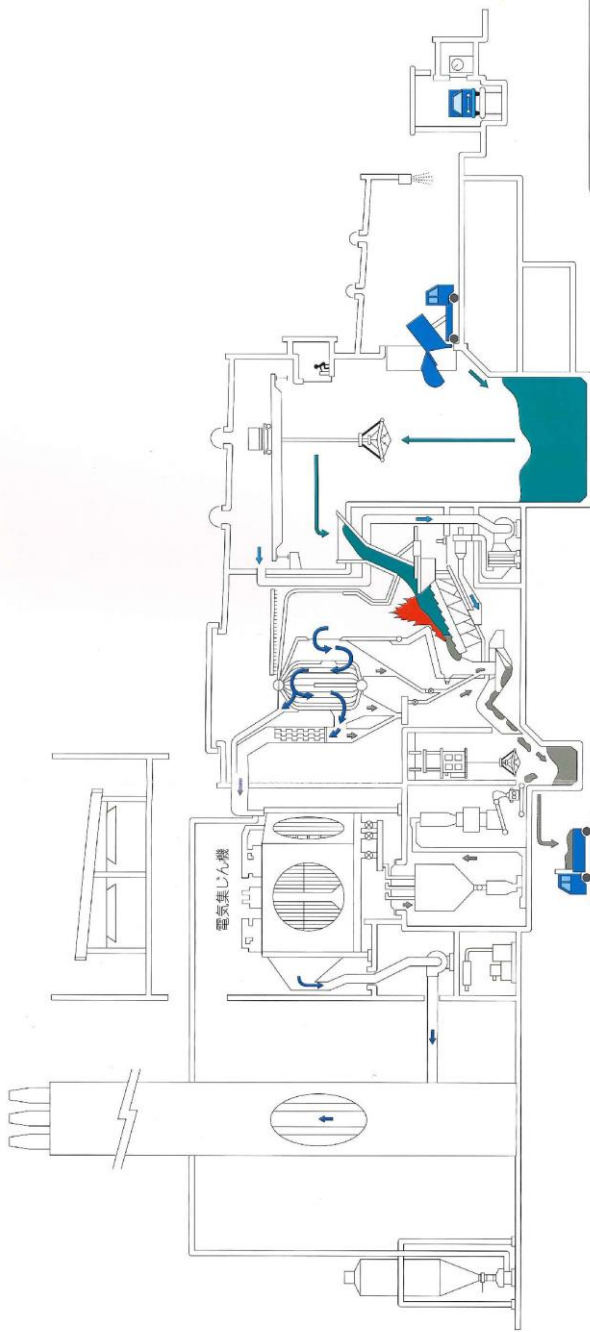


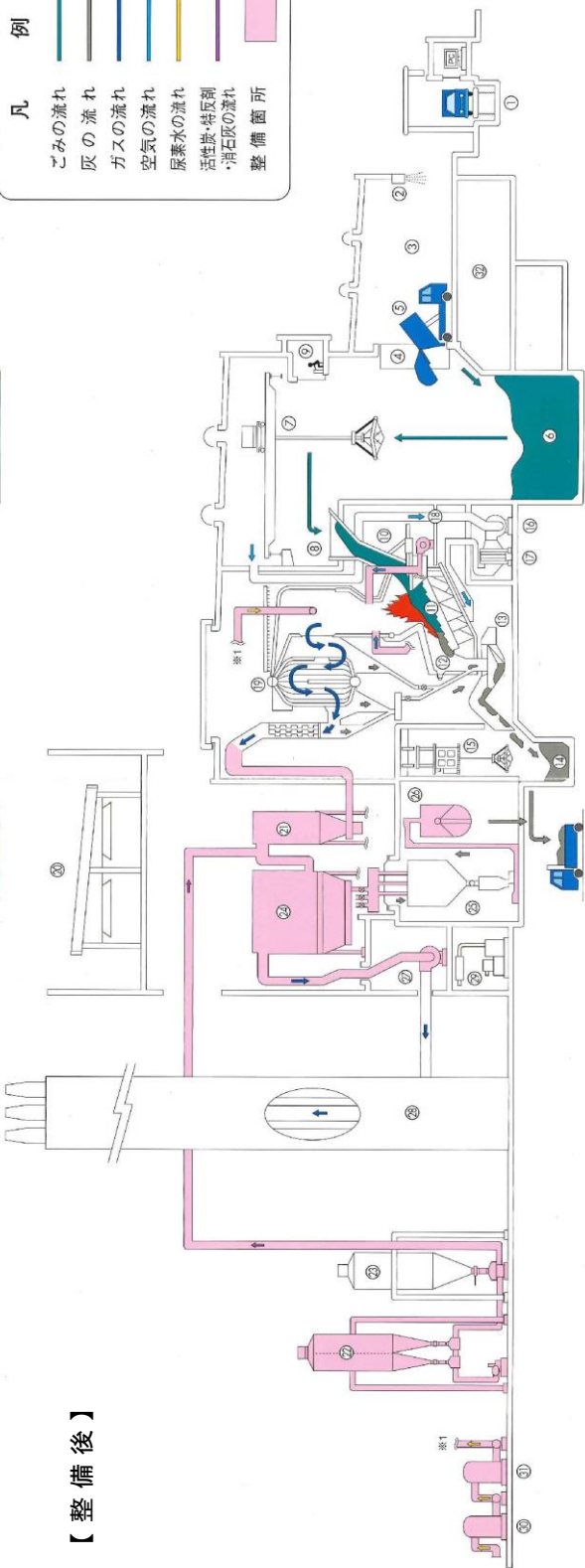
図 II-1-2 埼玉中部環境センター施設配置図

出典：埼玉中部環境保全組合資料

【整備前】



【整備後】



- ① ごみ計量機
- ② エアカーテン設備
- ③ 投入ステージ
- ④ ごみ投入扉
- ⑤ ダンピングボックス
- ⑥ ごみピット
- ⑦ ごみクレーン
- ⑧ 投入ホッパー
- ⑨ クレーン操作室
- ⑩ 給じん装置(ワイダ)
- ⑪ 燃焼ストーカー
- ⑫ グリンカローラ
- ⑬ 灰押出装置
- ⑭ 灰ピット
- ⑮ 灰クレーン
- ⑯ 排込送風機
- ⑰ 蒸気式空予熱器
- ⑱ 二次送風機
- ⑳ ホイラ
- ㉑ 高圧蒸気復水器
- ㉒ 薄温機
- ㉓ 活性炭・特殊反応助剤サイロ
- ㉔ 消石灰サイロ
- ㉕ ろ過式集じん装置
- ㉖ 飛灰固化装置
- ㉗ 処理飛灰ハンカ
- ㉘ 誘引送風機
- ㉙ 煙突
- ㉚ 非常用ディーゼル発電機
- ㉛ 尿素水貯留タンク
- ㉜ 尿素水希釈タンク
- ㉝ 排水処理設備

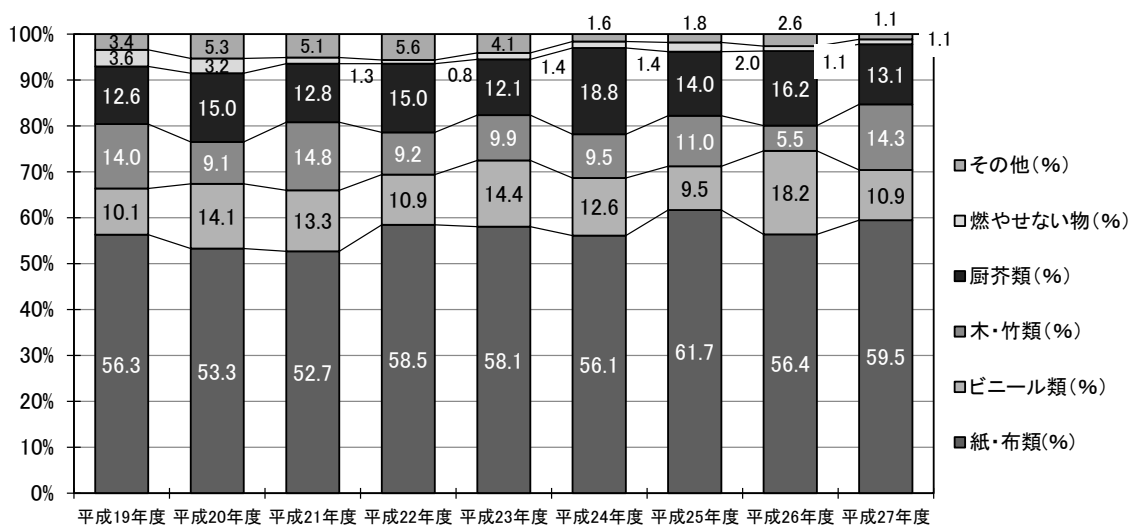
図 II-1-3 埼玉中部環境センター焼却処理フロー

出典：埼玉中部環境保全組合資料

表Ⅱ-1-6 埼玉中部環境センターにおけるごみ組成値と三成分値（平均値）

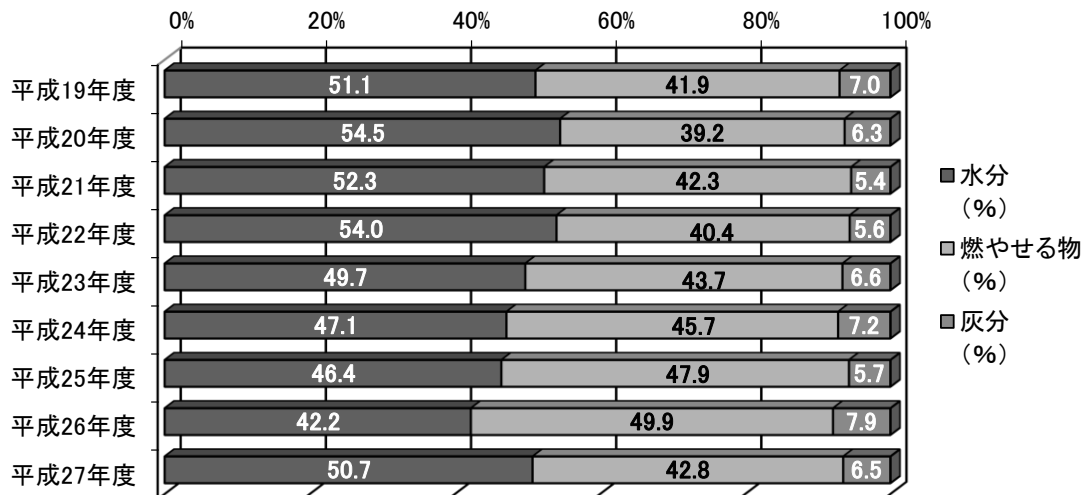
年度	ごみ組成値						三成分値				見掛比重 (kg/m <sup>3</sup> )	低位発熱量 (kJ/kg)
	紙・布類 (%)	ビニール類 (%)	木・竹類 (%)	厨芥類 (%)	燃やせない 物 (%)	その他 (%)	水分 (%)	燃やせる物 (%)	灰分 (%)	合計 (%)		
19	56.3	10.1	14.0	12.6	3.6	3.4	51.1	41.9	7.0	100	202	7,360
20	53.3	14.1	9.1	15.0	3.2	5.3	54.5	39.2	6.3	100	202	6,500
21	52.7	13.3	14.8	12.8	1.3	5.1	52.3	42.3	5.4	100	238	6,823
22	58.5	10.9	9.2	15.0	0.8	5.6	54.0	40.4	5.6	100	241	6,510
23	58.1	14.4	9.9	12.1	1.4	4.1	49.7	43.7	6.6	100	206	7,057
24	56.1	12.6	9.5	18.8	1.4	1.6	47.1	45.7	7.2	100	175	8,263
25	61.7	9.5	11.0	14.0	2.0	1.8	46.4	47.9	5.7	100	176	8,330
26	56.4	18.2	5.5	16.2	1.1	2.6	42.2	49.9	7.9	100	157	9,077
27	59.5	10.9	14.3	13.1	1.1	1.1	50.7	42.8	6.5	100	190	6,853

資料：埼玉県一般廃棄物処理事業の概況、埼玉中部環境センター資料



資料：埼玉県一般廃棄物処理事業の概況、埼玉中部環境センター資料

図Ⅱ-1-4 ごみ組成推移値 (埼玉中部環境センター)



資料：埼玉県一般廃棄物処理事業の概況、埼玉中部環境センター資料

図Ⅱ-1-5 ごみ三成分値 (埼玉中部環境センター)



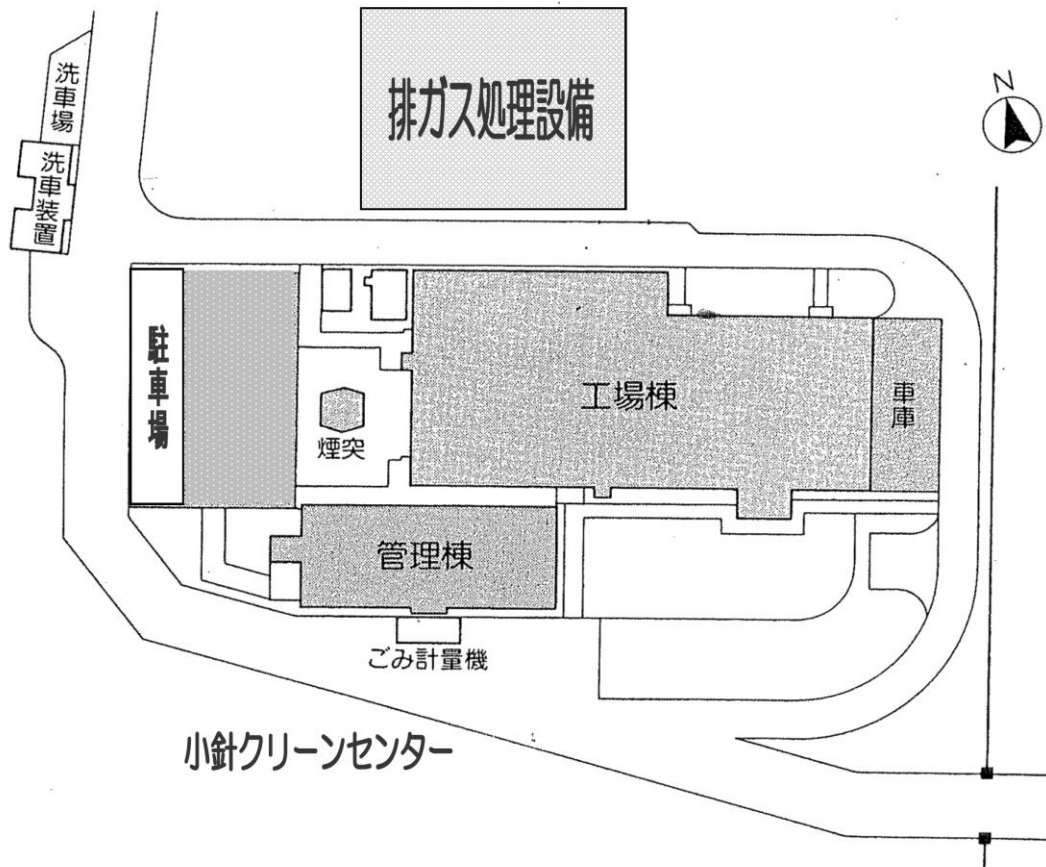
## ②鴻巣行田北本環境資源組合の焼却処理施設の概要

本市の収集及び直接搬入した燃やせるごみの一部は、以下の表に示すように、鴻巣行田北本環境資源組合において焼却処理を行っています。

表Ⅱ-1-7 小針クリーンセンター（ごみ焼却処理施設）の概要

項 目	内 容
名 称	小針クリーンセンター（ごみ焼却処理施設）
所 在 地	埼玉県行田市大字小針 856 番地
施 設 所 管	鴻巣行田北本環境資源組合
敷 地 面 積	30,536.09 m <sup>2</sup>
建 設 年 度	着工 昭和 57 年 5 月
	竣工 昭和 59 年 8 月
改 修	平成 25 年度
設 計 ・ 施 工	株式会社タクマ
処 理 方 式 ・ 能 力	准連続燃焼式 204t/24h（102t/24h×2 炉）
受 入 供 給 設 備	ピットアンドクレーン方式
燃 焼 設 備	階段式高速燃焼ストーカ
燃 焼 ガ ス 冷 却 施 設	水噴射式ガス冷却装置、プレート式ガス減温塔
通 風 設 備	平衡通風方式
排 ガ ス 処 理 施 設	ろ過式集じん器（バグフィルタ）
有 害 ガ ス 除 去 設 備	消石灰・特殊反応助剤（活性炭入り）
水 処 理 方 式	クローズドシステム
灰 出 し 設 備	焼却灰：ピットアンドクレーン方式、ダスト：サイロ方式

資料：鴻巣行田北本環境資源組合資料



出典：鴻巣行田北本環境資源組合資料

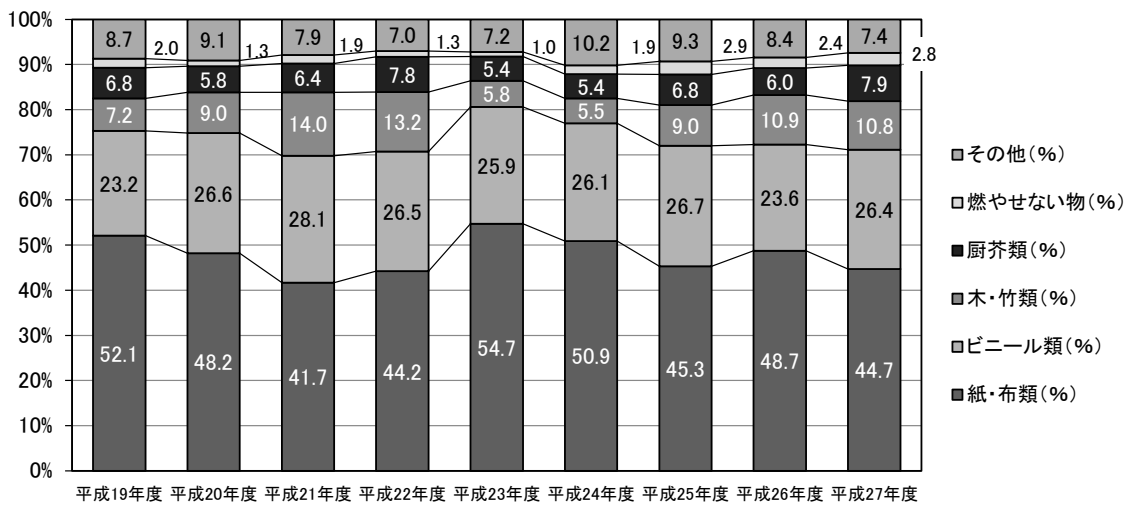
図Ⅱ-1-6 小針クリーンセンター施設配置図及び外観



表Ⅱ-1-8 小針クリーンセンターにおけるごみ組成値と三成分値（平均値）

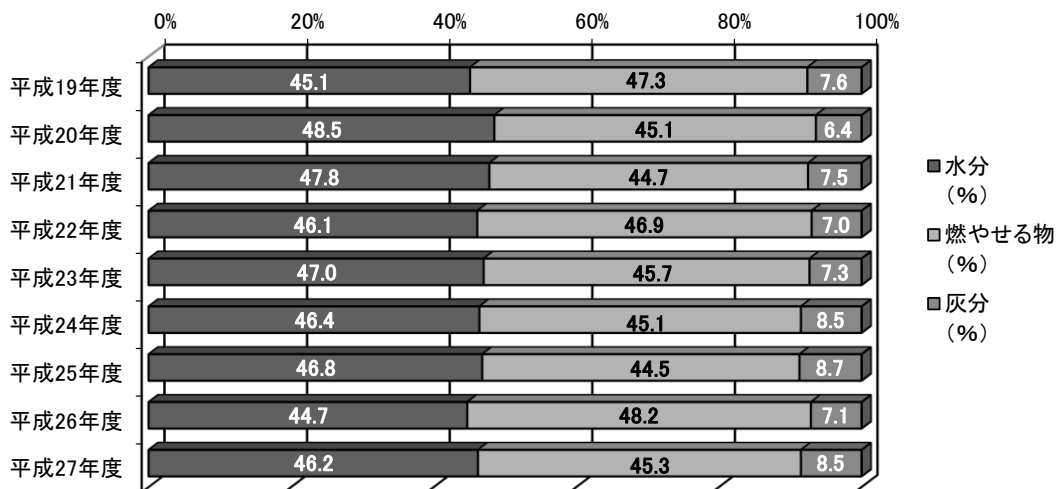
年度	ごみ組成値						三成分値				見掛比重 (kg/m <sup>3</sup> )	低位発熱量 (kJ/kg)
	紙・布類 (%)	ビニール類 (%)	木・竹類 (%)	厨芥類 (%)	燃やせない 物 (%)	その他 (%)	水分 (%)	燃やせる物 (%)	灰分 (%)	合計 (%)		
19	52.1	23.2	7.2	6.8	2.0	8.7	45.1	47.3	7.6	100	227	9,687
20	48.2	26.6	9.0	5.8	1.3	9.1	48.5	45.1	6.4	100	228	9,252
21	41.7	28.1	14.0	6.4	1.9	7.9	47.8	44.7	7.5	100	225	9,323
22	44.2	26.5	13.2	7.8	1.3	7.0	46.1	46.9	7.0	100	222	9,709
23	54.7	25.9	5.8	5.4	1.0	7.2	47.0	45.7	7.3	100	240	9,313
24	50.9	26.1	5.5	5.4	1.9	10.2	46.4	45.1	8.5	100	222	9,442
25	45.3	26.7	9.0	6.8	2.9	9.3	46.8	44.5	8.7	100	220	9,423
26	48.7	23.6	10.9	6.0	2.4	8.4	44.7	48.2	7.1	100	217	9,921
27	44.7	26.4	10.8	7.9	2.8	7.4	46.2	45.3	8.5	100	227	9,557

資料：埼玉県一般廃棄物処理事業の概況、小針クリーンセンター資料



資料：埼玉県一般廃棄物処理事業の概況、小針クリーンセンター資料

図Ⅱ-1-8 ごみ組成推移値（小針クリーンセンター）



資料：埼玉県一般廃棄物処理事業の概況、小針クリーンセンター資料

図Ⅱ-1-9 ごみ三成分値（小針クリーンセンター）

## (2) 不燃物処理施設

本市の収集及び直接搬入した燃やせないごみは、以下の表のとおり、鴻巣市不燃物ストック場において一時保管を行っています。

表Ⅱ-1-9 不燃物処理（一時保管）施設の概要

項 目	内 容
名 称	鴻巣市不燃物ストック場
所 在 地	埼玉県鴻巣市上谷 596 番地 1
	埼玉県鴻巣市鎌塚 98 番地 18（粗大ごみを含む）
施 設 所 管	鴻巣市環境経済部環境課
施 設 種 類	一時保管施設

## (3) 粗大ごみ処理施設

本市の収集及び直接搬入した粗大ごみは、以下の表のとおり、埼玉中部環境センターにおいて破碎処理を行っています。

表Ⅱ-1-10 粗大ごみ処理施設の概要

項 目	内 容
名 称	埼玉中部環境センター（粗大ごみ処理施設）
所 在 地	埼玉県比企郡吉見町大字大串 2808 番地
施 設 所 管	埼玉中部環境保全組合
敷 地 面 積	1,300 m <sup>2</sup>
建 設 年 度	着工 昭和 58 年 8 月
	竣工 昭和 59 年 8 月
設 計 ・ 施 工	三菱重工業株式会社
処 理 能 力	45 t /5 h
破 碎 方 式	ハンマアンドカッター式
選 別 種 類	3 種選別（鉄類、可燃物、不燃物）

資料：埼玉中部環境保全組合資料

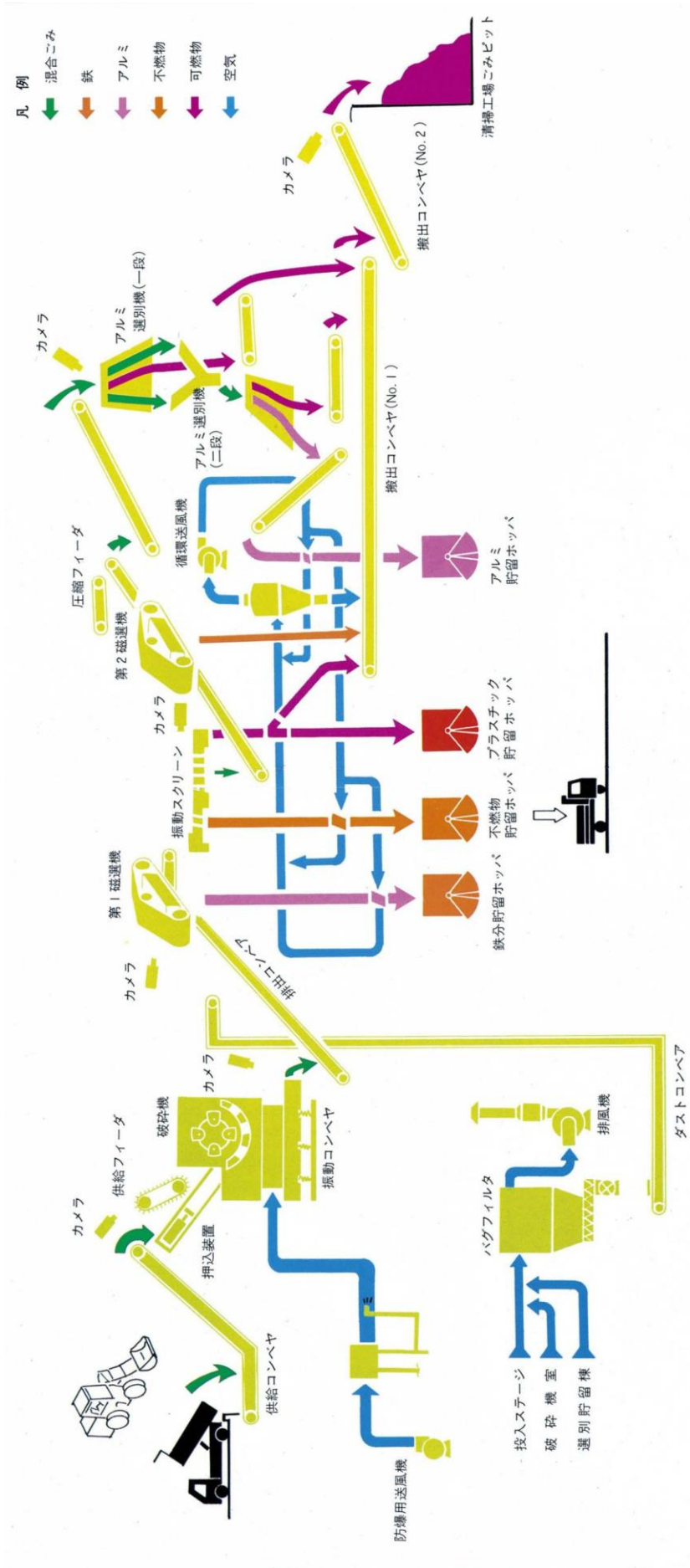


図 II-1-10 破砕処理フロー

出典：埼玉中部環境保全組合資料

## 5 最終処分の現況

本市の資源化及び最終処分の現況は、以下の表のとおりです。

表Ⅱ-1-11 ごみ処理別最終処分の現況

ごみ種類	資源化	埋立処分
燃やせるごみ	○	—
燃やせないごみ	○	○
プラスチック製 容器包装(資源)類	○	—
資源類	○	—
粗大ごみ	○	—

## 6 一般廃棄物処理の現況

### (1) 平成 26 年度実績

平成 26 年度における本市のごみ総排出量は、35,892t であり、うち、家庭系ごみが 28,259t (78.7%)、事業系ごみが 6,538t (18.2%)、集団回収が 1,095t (3.1%) となっています。

1 人 1 日当たりごみ排出量でみると、平成 26 年度の総排出量は 823g であり、うち、家庭系ごみが 648g、事業系ごみが 150g、集団回収が 25g となっています。

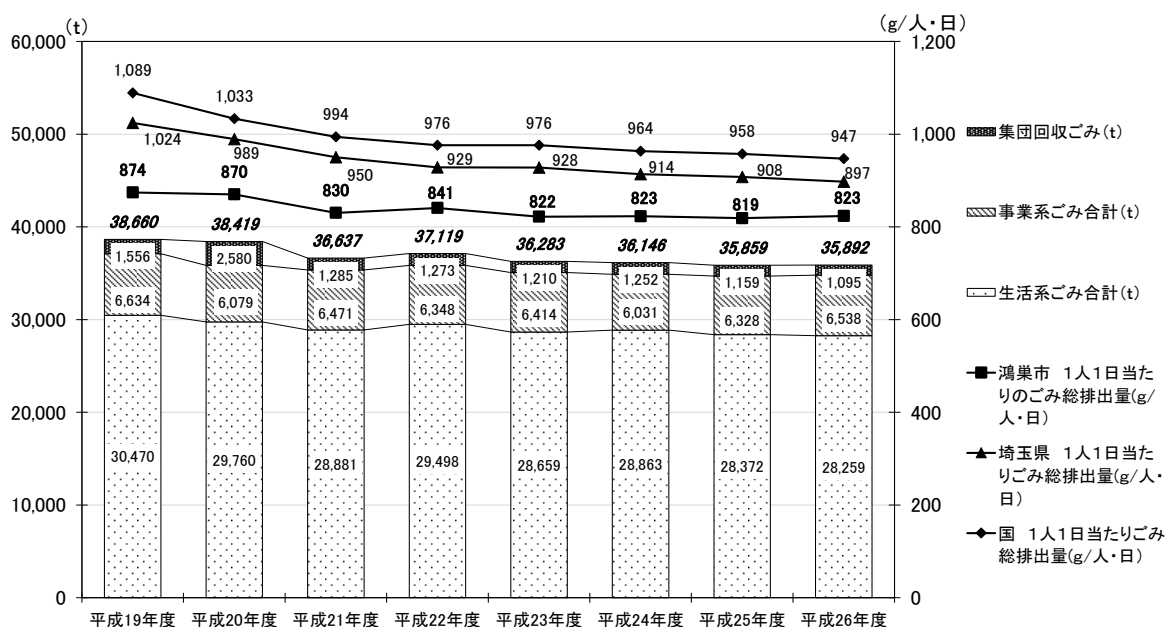
### (2) 平成 19 年度との比較

平成 19 年度と比較すると、平成 26 年度のごみ総排出量は 2,768 t (7.2%) 減少しています。内訳は、家庭系ごみは 2,211t (7.3%) の減少、事業系ごみは 96t (1.4%) の減少に対し、集団回収は 461t (29.6%) 減少しており、集団回収の減少率が高くなっています。

1 人 1 日当たりごみ排出量を平成 19 年度と比較すると、平成 26 年度のごみ総排出量は 51g (5.8%) 減少しています。内訳は、家庭系ごみは 41g (5.9%) の減少、集団回収は 10g (28.6%) の減少に対し、事業系ごみは 0g (増減なし) となっています。

### (3) 県、国との比較

1 人 1 日当たりごみ排出量を埼玉県平均及び全国平均と比較すると、本市は 823g であるのに対し、埼玉県は 897g、全国は 947g となっており (平成 26 年度)、本市の 1 人 1 日当たりごみ排出量は少ない方になります。



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 II-1-11 鴻巣市の一般廃棄物処理量の現況



表Ⅱ-1-12 一般廃棄物処理量の現況

西暦		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	
項 目		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
行政区域内人口(人)	外国人を含む	120,817	120,962	120,899	120,954	120,601	120,336	119,978	119,415	
計画収集人口(人)	外国人を含む	120,817	120,962	120,899	120,954	120,601	120,336	119,978	119,415	
自家処理人口(人)	外国人を含む	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみ排出量 (t)	<b>総排出量</b>	<b>38,660</b>	<b>38,419</b>	<b>36,637</b>	<b>37,119</b>	<b>36,283</b>	<b>36,146</b>	<b>35,859</b>	<b>35,892</b>	
	<b>家庭系ごみ</b>	<b>30,470</b>	<b>29,760</b>	<b>28,881</b>	<b>29,498</b>	<b>28,659</b>	<b>28,863</b>	<b>28,372</b>	<b>28,259</b>	
	燃やせるごみ	19,101	19,177	18,467	19,231	18,700	19,027	18,594	18,816	
	燃やせないごみ	2,939	2,752	2,670	2,861	2,925	2,882	2,911	2,843	
	資源類	7,950	7,340	7,238	6,867	6,465	6,411	6,283	6,100	
	粗大ごみ	480	491	506	539	569	543	584	500	
	<b>事業系ごみ</b>	<b>6,634</b>	<b>6,079</b>	<b>6,471</b>	<b>6,348</b>	<b>6,414</b>	<b>6,031</b>	<b>6,328</b>	<b>6,538</b>	
	燃やせるごみ	6,512	5,983	6,389	6,273	6,343	5,974	6,279	6,478	
	粗大ごみ	122	96	82	75	71	57	49	60	
	<b>集団回収</b>	<b>1,556</b>	<b>2,580</b>	<b>1,285</b>	<b>1,273</b>	<b>1,210</b>	<b>1,252</b>	<b>1,159</b>	<b>1,095</b>	
	(再掲)	燃やせるごみ	25,613	25,160	24,856	25,504	25,043	25,001	24,873	25,294
	燃やせないごみ	2,939	2,752	2,670	2,861	2,925	2,882	2,911	2,843	
	資源類	7,950	7,340	7,238	6,867	6,465	6,411	6,283	6,100	
	粗大ごみ	602	587	588	614	640	600	633	560	
	集団回収	1,556	2,580	1,285	1,273	1,210	1,252	1,159	1,095	
	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	<b>総排出量</b>	<b>874</b>	<b>870</b>	<b>830</b>	<b>841</b>	<b>822</b>	<b>823</b>	<b>819</b>	<b>823</b>
		<b>家庭系ごみ</b>	<b>689</b>	<b>674</b>	<b>654</b>	<b>668</b>	<b>649</b>	<b>657</b>	<b>648</b>	<b>648</b>
燃やせるごみ		432	434	418	436	424	433	425	432	
燃やせないごみ		66	62	61	65	66	66	66	65	
資源類		180	166	164	156	146	146	143	140	
粗大ごみ		11	11	11	12	13	12	13	11	
<b>事業系ごみ</b>		<b>150</b>	<b>138</b>	<b>147</b>	<b>144</b>	<b>145</b>	<b>137</b>	<b>145</b>	<b>150</b>	
燃やせるごみ		147	136	145	142	144	136	143	149	
粗大ごみ		3	2	2	2	2	1	1	1	
<b>集団回収</b>		<b>35</b>	<b>58</b>	<b>29</b>	<b>29</b>	<b>27</b>	<b>29</b>	<b>26</b>	<b>25</b>	
(再掲)		燃やせるごみ	579	570	563	578	567	569	568	580.3
燃やせないごみ		66	62	61	65	66	66	66	65.2	
資源類		180	166	164	156	146	146	143	140.0	
粗大ごみ		14	13	13	14	14	14	14	12.8	
集団回収		35	58	29	29	27	29	26	25.1	
日数			366	365	365	365	366	365	365	365

項 目		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
行政区域内人口(人)	外国人を含む	100.0%	100.1%	100.1%	100.1%	99.8%	99.6%	99.3%	98.8%	
ごみ排出量	<b>総排出量</b>	<b>100.0%</b>	<b>99.4%</b>	<b>94.8%</b>	<b>96.0%</b>	<b>93.9%</b>	<b>93.5%</b>	<b>92.8%</b>	<b>92.8%</b>	
	<b>家庭系ごみ</b>	<b>100.0%</b>	<b>97.7%</b>	<b>94.8%</b>	<b>96.8%</b>	<b>94.1%</b>	<b>94.7%</b>	<b>93.1%</b>	<b>92.7%</b>	
	燃やせるごみ	100.0%	100.4%	96.7%	100.7%	97.9%	99.6%	97.3%	98.5%	
	燃やせないごみ	100.0%	93.6%	90.8%	97.3%	99.5%	98.1%	99.0%	96.7%	
	資源類	100.0%	92.3%	91.0%	86.4%	81.3%	80.6%	79.0%	76.7%	
	粗大ごみ	100.0%	102.3%	105.4%	112.3%	118.5%	113.1%	121.7%	104.2%	
	<b>事業系ごみ</b>	<b>100.0%</b>	<b>91.6%</b>	<b>97.5%</b>	<b>95.7%</b>	<b>96.7%</b>	<b>90.9%</b>	<b>95.4%</b>	<b>98.6%</b>	
	燃やせるごみ	100.0%	91.9%	98.1%	96.3%	97.4%	91.7%	96.4%	99.5%	
	粗大ごみ	100.0%	78.7%	67.2%	61.5%	58.2%	46.7%	40.2%	49.2%	
	<b>集団回収</b>	<b>100.0%</b>	<b>165.8%</b>	<b>82.6%</b>	<b>81.8%</b>	<b>77.8%</b>	<b>80.5%</b>	<b>74.5%</b>	<b>70.4%</b>	
	(再掲)	燃やせるごみ	100.0%	98.2%	97.0%	99.6%	97.8%	97.6%	97.1%	98.8%
	燃やせないごみ	100.0%	93.6%	90.8%	97.3%	99.5%	98.1%	99.0%	96.7%	
	資源類	100.0%	92.3%	91.0%	86.4%	81.3%	80.6%	79.0%	76.7%	
	粗大ごみ	100.0%	97.5%	97.7%	102.0%	106.3%	99.7%	105.1%	93.0%	
	集団回収	100.0%	165.8%	82.6%	81.8%	77.8%	80.5%	74.5%	70.4%	
	1人1日当たり ごみ排出量	<b>総排出量</b>	<b>100.0%</b>	<b>99.5%</b>	<b>95.0%</b>	<b>96.2%</b>	<b>94.0%</b>	<b>94.1%</b>	<b>93.7%</b>	<b>94.2%</b>
		<b>家庭系ごみ</b>	<b>100.0%</b>	<b>97.8%</b>	<b>95.0%</b>	<b>97.0%</b>	<b>94.2%</b>	<b>95.4%</b>	<b>94.0%</b>	<b>94.1%</b>
燃やせるごみ		100.0%	100.6%	96.9%	100.8%	98.1%	100.3%	98.3%	99.9%	
燃やせないごみ		100.0%	93.8%	91.0%	97.5%	99.7%	98.7%	100.0%	98.1%	
資源類		100.0%	92.5%	91.2%	86.5%	81.5%	81.2%	79.8%	77.8%	
粗大ごみ		100.0%	102.4%	105.6%	112.5%	118.8%	113.9%	122.9%	105.7%	
<b>事業系ごみ</b>		<b>100.0%</b>	<b>91.8%</b>	<b>97.7%</b>	<b>95.8%</b>	<b>96.9%</b>	<b>91.5%</b>	<b>96.3%</b>	<b>100.0%</b>	
燃やせるごみ		100.0%	92.0%	98.3%	96.5%	97.6%	92.4%	97.4%	100.9%	
粗大ごみ		100.0%	78.8%	67.4%	61.6%	58.3%	47.0%	40.6%	49.9%	
<b>集団回収</b>		<b>100.0%</b>	<b>166.1%</b>	<b>82.8%</b>	<b>81.9%</b>	<b>77.9%</b>	<b>81.0%</b>	<b>75.2%</b>	<b>71.4%</b>	
(再掲)		燃やせるごみ	100.0%	98.4%	97.2%	99.7%	97.9%	98.3%	98.1%	100.2%
燃やせないごみ		100.0%	93.8%	91.0%	97.5%	99.7%	98.7%	100.0%	98.1%	
資源類		100.0%	92.5%	91.2%	86.5%	81.5%	81.2%	79.8%	77.8%	
粗大ごみ		100.0%	97.7%	97.9%	102.2%	106.5%	100.3%	106.2%	94.4%	
集団回収		100.0%	166.1%	82.8%	81.9%	77.9%	81.0%	75.2%	71.4%	

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

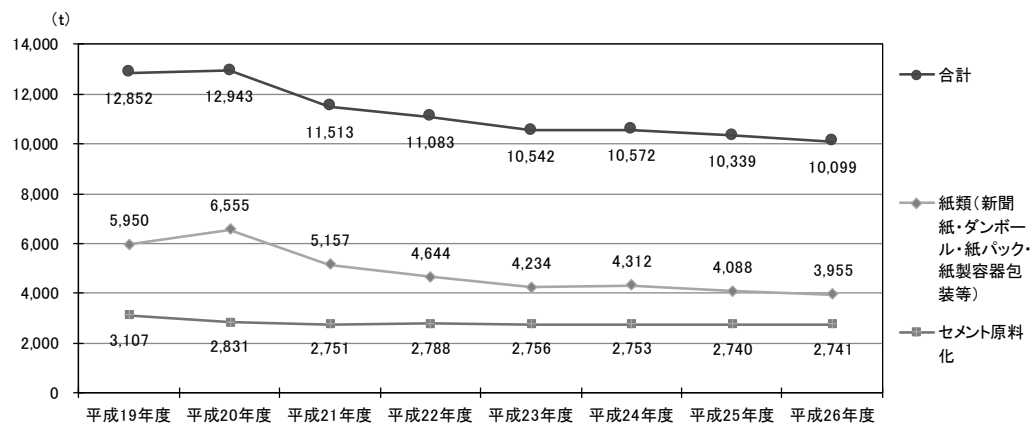
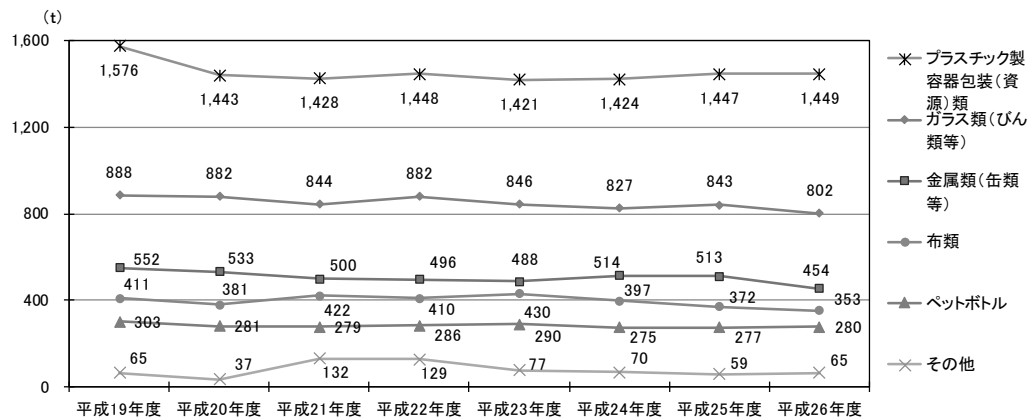
## 7 資源化の現況

本市の資源化量の現況は、平成19年度から平成26年度にかけて、ほとんどの資源類で減少傾向にあり、平成19年度と比較して、平成26年度は2,753t（21.4%）減少しています。

表Ⅱ-1-13 資源化量の現況

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ガラス類(びん類等) (t)	888	882	844	882	846	827	843	802
平成19年度比	100.0%	99.3%	95.0%	99.3%	95.3%	93.1%	94.9%	90.3%
金属類(缶類等) (t)	552	533	500	496	488	514	513	454
平成19年度比	100.0%	96.6%	90.6%	89.9%	88.4%	93.1%	92.9%	82.2%
ペットボトル (t)	303	281	279	286	290	275	277	280
平成19年度比	100.0%	92.7%	92.1%	94.4%	95.7%	90.8%	91.4%	92.4%
紙類(新聞紙・ダンボール・ 紙パック・紙製容器包装 等)(t)	5,950	6,555	5,157	4,644	4,234	4,312	4,088	3,955
平成19年度比	100.0%	110.2%	86.7%	78.1%	71.2%	72.5%	68.7%	66.5%
布類・衣類(t)	411	381	422	410	430	397	372	353
平成19年度比	100.0%	92.7%	102.7%	99.8%	104.6%	96.6%	90.5%	85.9%
プラスチック製容器包装 (資源)類(t)	1,576	1,443	1,428	1,448	1,421	1,424	1,447	1,449
平成19年度比	100.0%	91.6%	90.6%	91.9%	90.2%	90.4%	91.8%	91.9%
セメント原料化(t)	3,107	2,831	2,751	2,788	2,756	2,753	2,740	2,741
平成19年度比	100.0%	91.1%	88.5%	89.7%	88.7%	88.6%	88.2%	88.2%
その他(t)	65	37	132	129	77	70	59	65
平成19年度比	100.0%	56.9%	203.1%	198.5%	118.5%	107.7%	90.8%	100.0%
合計(t)	12,852	12,943	11,513	11,083	10,542	10,572	10,339	10,099
平成19年度比	100.0%	100.7%	89.6%	86.2%	82.0%	82.3%	80.4%	78.6%

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図Ⅱ-1-12 資源化量の現況

本市では、資源化の割合を示す指標として、資源化率Ⅰと資源化率Ⅱの2つの指標を設けています。

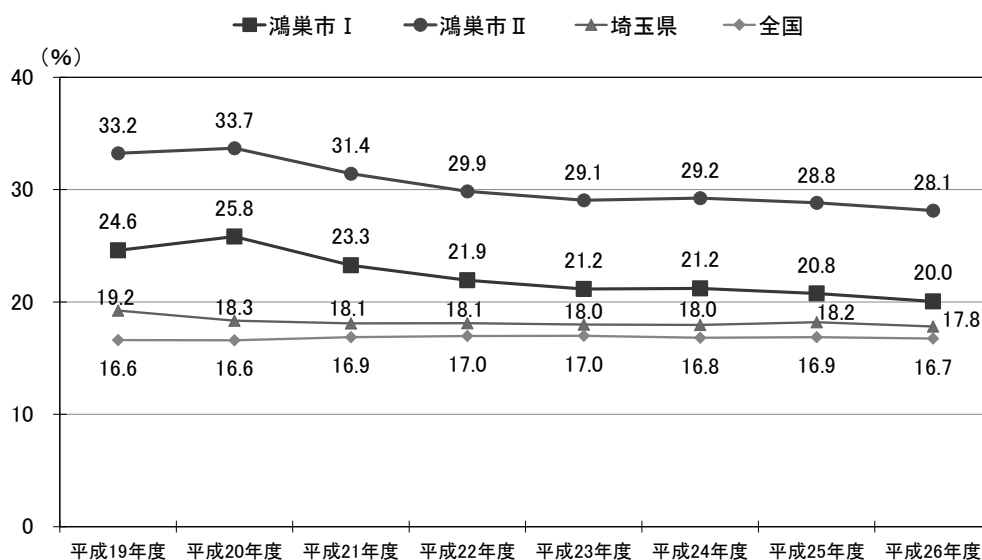
資源化率Ⅰは、資源類と集団回収量を合わせた量と、ごみ総排出量との比であり、平成19年度は24.6%でしたが、平成26年度には20.0%に落ち込んでいます。平成26年度の埼玉県平均は17.8%、全国平均は16.7%であり、本市の方が高くなっています。

資源化率Ⅱは、集団回収量と直接資源化量（中間処理施設を経ずに再生業者等に直接搬入される量）及び施設資源化量（中間処理施設において再生利用される量）を合計した量と、ごみ総排出量との比であり、実際にリサイクルされた量の割合になります。平成19年度は33.2%でしたが、平成26年度には28.1%に落ち込んでいます。

表Ⅱ-1-14 資源化率の現況 (単位：%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
鴻巣市Ⅰ	24.6	25.8	23.3	21.9	21.2	21.2	20.8	20.0
鴻巣市Ⅱ	33.2	33.7	31.4	29.9	29.1	29.2	28.8	28.1
埼玉県Ⅰ	19.2	18.3	18.1	18.1	18.0	18.0	18.2	17.8
全国Ⅰ	16.6	16.6	16.9	17.0	17.0	16.8	16.9	16.7

注) 直接資源化量：中間処理施設を経ずに再生業者等に直接搬入される量  
 施設資源化量：中間処理施設において再生利用される量  
 資源化量：集団回収ごみ＋直接資源化量＋施設資源化量  
 資源化率Ⅰ：(資源類(家庭系＋事業系)＋集団回収量)／ごみ総排出量(家庭系＋事業系＋集団回収量)  
 (鴻巣市と比較するため、埼玉県と国の資源化率は、資源化率Ⅰと同じ算定方法を用いている。)  
 資源化率Ⅱ：(直接資源化量＋施設資源化量＋集団回収量)／ごみ総排出量  
 資料：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)をもとに集計

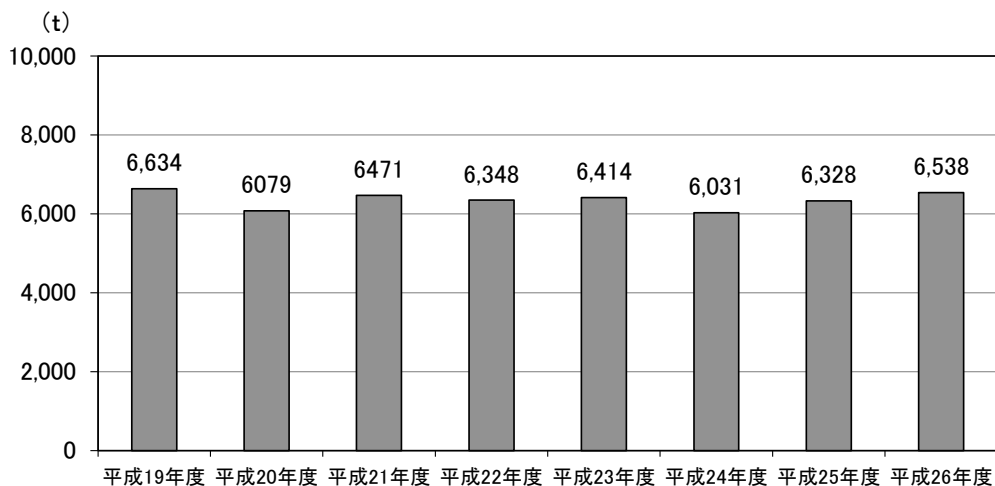


資料：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)をもとに集計

図Ⅱ-1-13 資源化率の推移

## 8 事業系ごみの現況

本市の事業系ごみ排出量の現況は、平成19年度から平成26年度にかけて、増減を繰り返しています。



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図Ⅱ-1-14 事業系一般廃棄物処理量の現況

## 9 最終処分量の現況

本市の埼玉中部環境センターと小針クリーンセンターにおける焼却量及び残さ量は、次表のとおりとなっています。

表Ⅱ-1-15 焼却量及び残さ量の実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
直接焼却量 (t/年)	24,728	25,160	24,856	25,504	25,043	25,001	24,873	25,294
間接焼却量 (t/年)	2,284	2,142	2,354	2,513	2,599	2,389	2,391	2,330
焼却残渣量 (t/年)	103	65	55	77	115	124	125	71
処理残渣量 (t/年)	80	63	93	90	31	18	18	17

注) 直接焼却量：中間処理を行わないで、焼却した量

間接焼却量：中間処理を行った後、焼却した量

焼却残さ量：焼却施設等で焼却した灰等の量

処理残さ量：中間処理した後、焼却処理されない残さの量

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）